

## 【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成16年9月24日
【中間会計期間】	第143期中（自 平成16年1月1日 至 平成16年6月30日）
【会社名】	東海カーボン株式会社
【英訳名】	TOKAI CARBON CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 大嶽 史記夫
【本店の所在の場所】	東京都港区北青山一丁目2番3号
【電話番号】	東京（03）3746 - 5100（代表）
【事務連絡者氏名】	経営管理本部 総務部長 赤司 忠生
【最寄りの連絡場所】	東京都港区北青山一丁目2番3号
【電話番号】	東京（03）3746 - 5100（代表）
【事務連絡者氏名】	経営管理本部 総務部長 赤司 忠生
【縦覧に供する場所】	東海カーボン株式会社大阪支店 （大阪市北区曽根崎二丁目16番19号（りそな梅田ビル）） 東海カーボン株式会社名古屋支店 （名古屋市中村区那古野一丁目47番1号（名古屋国際センタービル）） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

# 第一部【企業情報】

## 第1【企業の概況】

### 1【主要な経営指標等の推移】

(1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

回次	第141期中	第142期中	第143期中	第141期	第142期
会計期間	自平成14年 1月1日 至平成14年 6月30日	自平成15年 1月1日 至平成15年 6月30日	自平成16年 1月1日 至平成16年 6月30日	自平成14年 1月1日 至平成14年 12月31日	自平成15年 1月1日 至平成15年 12月31日
売上高(百万円)	27,078	28,410	32,555	56,599	59,852
経常利益(百万円)	1,311	2,561	4,592	3,436	5,163
中間(当期)純利益(百万円)	826	1,759	640	1,088	3,321
純資産額(百万円)	67,845	66,983	73,441	65,640	70,815
総資産額(百万円)	115,861	109,762	122,959	110,688	119,004
1株当たり純資産額(円)	332.55	328.77	360.72	322.13	347.43
1株当たり中間(当期)純利益(円)	4.05	8.64	3.15	5.34	16.04
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益(円)	-	-	-	-	-
自己資本比率(%)	58.6	61.0	59.7	59.3	59.5
営業活動によるキャッシュ・フロー(百万円)	3,398	3,705	3,309	6,408	8,183
投資活動によるキャッシュ・フロー(百万円)	1,064	1,580	1,531	3,825	4,442
財務活動によるキャッシュ・フロー(百万円)	1,026	1,126	797	2,325	1,310
現金及び現金同等物の中間期末(期末)残高(百万円)	15,586	15,623	17,778	14,601	16,781
従業員数 (外、平均臨時従業員数)(名)	1,417 (332)	1,336 (369)	1,372 (435)	1,365 (355)	1,390 (389)

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれていない。

2 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益の金額については、潜在株式がないため記載していない。

3 平成15年6月期中間連結会計期間から、1株当たり純資産額、1株当たり中間(当期)純利益及び潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益の算定に当たっては、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用している。

## (2) 提出会社の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次	第141期中	第142期中	第143期中	第141期	第142期
会計期間	自平成14年 1月1日 至平成14年 6月30日	自平成15年 1月1日 至平成15年 6月30日	自平成16年 1月1日 至平成16年 6月30日	自平成14年 1月1日 至平成14年 12月31日	自平成15年 1月1日 至平成15年 12月31日
売上高(百万円)	20,313	22,035	23,783	42,365	45,852
経常利益(百万円)	1,088	2,338	3,334	2,891	4,177
中間(当期)純利益(百万円)	761	1,714	255	567	2,880
資本金(百万円)	15,436	15,436	15,436	15,436	15,436
発行済株式総数(株)	204,089,391	204,089,391	204,089,391	204,089,391	204,089,391
純資産額(百万円)	65,527	64,439	70,304	63,087	67,898
総資産額(百万円)	100,055	95,577	105,522	94,972	103,202
1株当たり純資産額(円)	321.19	316.29	345.31	309.60	333.23
1株当たり中間(当期)純利益(円)	3.73	8.42	1.25	2.78	13.99
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益(円)	-	-	-	-	-
1株当たり中間(年間)配当額(円)	2.50	2.50	2.50	5.00	5.00
自己資本比率(%)	65.5	67.4	66.6	66.4	65.8
従業員数 (外、平均臨時従業員数)(名)	734 (216)	720 (263)	675 (280)	719 (239)	699 (270)

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれていない。

2 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益の金額については、潜在株式がないため記載していない。

3 平成15年6月期中間会計期間から、1株当たり純資産額、1株当たり中間(当期)純利益及び潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益の算定に当たっては、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用している。

## 2【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はない。

## 3【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、新たに提出会社の連結子会社となった会社は以下のとおりである。

名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の所有割合 (%)	関係内容				
					役員の兼任		資金の援助	営業上の取引	設備の賃貸借
					当社役員	当社従業員			
東海炭素(天津)有限公司	中華人民共和国天津市	US\$ 11,600,000	炭素製品事業	80.0	2	6	-	-	-

当中間連結会計期間において、新たに提出会社の連結子会社でなくなった会社は以下のとおりである。

名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の所有割合 (%)	関係内容				
					役員の兼任		資金の援助	営業上の取引	設備の賃貸借
					当社役員	当社従業員			
TOKAI CARBON PORTUGAL, LDA.	Marinha Grande Portugal	P. Esq 5,000	炭素製品事業	100.0 (100.0)	-	3	-	-	-

- (注) 1 主要な事業の内容欄には、事業の種類別セグメントの名称を記載している。  
 2 議決権の所有割合の( )内は、間接所有割合を示している。  
 3 東海炭素(天津)有限公司は、平成16年4月8日付で新たに設立したものである。

## 4【従業員の状況】

### (1) 連結会社の状況

平成16年6月30日現在

事業の種類別セグメントの名称	従業員数(名)
炭素製品	1,095 (387)
工業炉及び関連製品	216 (36)
その他	61 (12)
合計	1,372 (435)

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は( )内に当中間連結会計期間の平均人員を外数で記載している。

### (2) 提出会社の状況

平成16年6月30日現在

従業員数(名)	675 (280)
---------	--------------

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は( )内に当中間会計期間の平均人員を外数で記載している。

### (3) 労働組合の状況

労使関係について特に記載すべき事項はない。

## 第2【事業の状況】

### 1【業績等の概要】

#### (1) 業績

当中間連結会計期間のわが国経済は、米国や中国を中心とした世界経済の拡大を受けて、企業の輸出や設備投資が好調に推移する中、個人消費も持ち直すなど、堅調な景気回復が続いた。

このような状況の中で、当社グループは、3カ年の経営重点目標である「T-2006」にある「連結ROA（総資産経常利益率）8%」の達成に向けて、各事業部門がそれぞれの方針のもと、積極的な営業活動を展開するとともに、コスト削減や経営資源の効率化を進め、収益向上に努めた。また、4月には、今後堅調な需要増加が見込まれる中国のカーボンブラック市場を見据え、中国天津市に住友商事株式会社と合弁で現地法人を設立し、現在、2006年初めに完成の予定で、カーボンブラック工場を建設中である。

この結果、当中間連結会計期間の売上高は、325億5千5百万円と前年同期に比べ41億4千5百万円（14.6%）の増収、経常利益は45億9千2百万円と前年同期に比べ20億3千1百万円（79.3%）の増益となったが、欧州訴訟損失16億8百万円や固定資産売却損9億9千7百万円を特別損失に計上したことなどにより、中間純利益は6億4千万円と前年同期に比べ11億1千8百万円（63.6%）の減益となった。

事業の種類別セグメントの業績は、次のとおりである。

なお、セグメント情報に記載したとおり、前連結会計年度から事業の種類別セグメントの内訳を変更したため、前中間連結会計期間との比較は新しいセグメントに基づいて行っている。

#### [炭素製品事業部門]

カーボンブラック、人造黒鉛電極、ファインカーボン、摩擦材の各部門とも、堅調な需要に支えられて伸長し、またカーボンブラックと人造黒鉛電極の売価改定も実施したので、売上高は283億3千6百万円と前年同期に比べ25億2千1百万円（9.8%）の増収となった。損益面については、一部原材料価格の上昇があったものの、さまざまなコストダウン施策の実施により原価が低減したので、営業利益は38億9千4百万円と前年同期に比べ14億2千7百万円（57.9%）の増益となった。

#### [工業炉及び関連製品事業部門]

主要取引先である情報技術関連業界の設備投資が増加し、自動車部品業界や電子部品業界の稼働も堅調に推移したので、売上高は38億4百万円と前年同期に比べ18億2千8百万円（92.5%）の増収となり、営業利益は4億4千8百万円と前年同期に比べ3億4千4百万円（332.5%）の増益となった。

#### [その他事業]

不動産賃貸等の売上高は4億1千5百万円と前年同期に比べ2億4百万円（33.0%）の減収となり、営業利益も1億1千8百万円と前年同期に比べ7千万円（37.1%）の減益となった。

所在地別セグメントの業績は、次のとおりである。

#### [日本]

カーボンブラック、人造黒鉛電極、ファインカーボン、摩擦材、工業炉の各部門とも、堅調な需要に支えられて伸長し、またカーボンブラックと人造黒鉛電極の売価改定も実施したので、売上高は288億7千9百万円と前年同期に比べ49億4千万円（20.6%）の増収となった。損益面については、一部原材料価格の上昇があったものの、さまざまなコストダウン施策の実施により原価が低減したので、営業利益は40億9千4百万円と前年同期に比べ16億5千1百万円（67.6%）の増益となった。

#### [その他]

カーボンブラック部門の売上げが減少したので、売上高は36億7千6百万円と前年同期に比べ7億9千5百万円（17.8%）の減収となったが、営業利益は3億7千7百万円と前年同期に比べ3千7百万円（11.1%）の増益となった。

## (2) キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間における現金及び現金同等物は、税金等調整前中間純利益が15億6千9百万円であったこと等により、前中間連結会計期間末に比べ21億5千5百万円増加し、177億7千8百万円となった。

### (営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、法人税等の支払額増加等により、33億9百万円と前年同期比3億9千5百万円の減少となった。

### (投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、有形固定資産の取得が増加したものの、投資有価証券の売却による収入等があったため、15億3千1百万円と前年同期並の支出となった。

### (財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、配当金の支払額5億9百万円を含む7億9千7百万円の支出となり、前年同期比3億2千9百万円の支出減少となった。

## 2【生産、受注及び販売の状況】

### (1) 生産実績

当中間連結会計期間における生産実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりである。

事業の種類別セグメントの名称	金額(百万円)	前年同期比(%)
炭素製品	27,033	108.4
工業炉及び関連製品	3,576	216.9
その他	177	123.7
計	30,787	115.2

(注) 1 金額は販売価格によっている。

2 前連結会計年度から事業の種類別セグメントを変更したため、前年同期比較にあたっては前中間連結会計期間分を変更後の区分に組み替えて行っている。

3 上記金額には、消費税等は含まれていない。

### (2) 受注状況

当中間連結会計期間における受注状況を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりである。

なお、工業炉及び関連製品とその他を除く製品については、主として見込み生産を行っている。

区分	受注高(百万円)	前年同期比(%)	受注残高(百万円)	前年同期比(%)
工業炉及び関連製品	3,495	130.1	2,100	124.2
その他	146	105.5	63	93.0
計	3,641	128.9	2,163	123.0

(注) 1 前連結会計年度から事業の種類別セグメントを変更したため、前年同期比較にあたっては前中間連結会計期間分を変更後の区分に組み替えて行っている。

2 上記金額には、消費税等は含まれていない。

### (3) 販売実績

当中間連結会計期間における販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりである。

事業の種類別セグメントの名称	金額（百万円）	前年同期比（％）
炭素製品	28,336	109.8
工業炉及び関連製品	3,804	192.5
その他	415	67.0
計	32,555	114.6

- (注) 1 前連結会計年度から事業の種類別セグメントを変更したため、前年同期比較にあたっては前中間連結会計期間分を変更後の区分に組み替えて行っている。
- 2 上記金額には消費税等は、含まれていない。

### 3【対処すべき課題】

当中間連結会計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はない。

### 4【経営上の重要な契約等】

当中間連結会計期間において、新たに締結した経営上の重要な契約等はない。

### 5【研究開発活動】

当社グループは、当社の開発・技術部門と連携のもと、富士研究所、知多研究所、防府研究所及び田ノ浦研究所が主体となり、基礎研究をベースにした新製品の研究、応用工業化技術開発及び既存製品の高度化、品質改良など諸研究開発を積極的に推進している。

なお、当連結会計年度の研究開発費は652百万円である。

#### (1) 炭素製品事業

当社において、成長分野に位置するファインカーボン、同セラミックスは優れた材料特性を有し、用途は多岐にわたるが、近年、エネルギー、半導体、エレクトロニクス、高温断熱材、環境分野への伸びが著しく、これらハイテク型新ニーズに合った新製品の開発を行っている。

なお、当事業に係る研究開発費は603百万円である。

#### (2) 工業炉及び関連製品事業

東海高熱工業㈱において、ファインセラミックス原料、特に機能性セラミックス原料及び材料の熱処理用途として、高効率熱処理電気炉、省エネルギー炉を開発し、また、炉内温度、雰囲気状況を把握するためのシミュレーション技術の確立に取り組み、さらに廃棄物処理に関連した灰溶融炉など新用途への加熱炉の展開を進めている。また、自社固有技術である炭化けい素発熱体・高温構造材及びセラミック抵抗体をベースに新製品・新用途開発の積極的な展開を図っている。

なお、当事業に係る研究開発費は49百万円である。

### 第3【設備の状況】

#### 1【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はない。

#### 2【設備の新設、除却等の計画】

(1) 当中間連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設の計画は、次のとおりである。

会社名 事業所名	所在地	事業の種類 別セグメン トの名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手及び完了予定		完成後の 増加能力
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了	
東海炭素(天津) 有限公司 本社工場	中華人民共 和国天津市	炭素製品	カーボンブラッ ク工場建設	4,000	23	自己資金及び 新株予約権付 社債	平成16年 6月	平成18年 初頭	年産 4万トン

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれていない。

(2) 当中間連結会計期間において、重要な設備の除却等の計画はない。

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	会社が発行する株式の総数(株)
普通株式	598,764,000
計	598,764,000

(注) 定款上会社が発行する株式の総数は次のとおり定められている。

当会社の発行する株式の総数は、5億9,876万4千株とする。但し、株式の消却が行われた場合はこれに相当する株式数を減ずる。

##### 【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在発行数(株) (平成16年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成16年9月24日)	上場証券取引所名又は登録証券業協会名	内容
普通株式	204,089,391	204,089,391	東京証券取引所(市場第一部)	-
計	204,089,391	204,089,391	-	-

#### (2)【新株予約権等の状況】

2008年8月8日満期円貨建転換社債型新株予約権付社債(平成16年8月10日発行)

	中間会計期間末現在 (平成16年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成16年8月31日)
新株予約権の数(個)	-	10,000
新株予約権の目的となる株式の種類	-	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	-	19,607,843 (注)
新株予約権の行使時の払込金額(千円)	-	1個につき 1,000
新株予約権の行使期間	-	2004年8月24日～ 2008年7月25日 (いずれもロンドン時間)
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(千円)	-	発行価格 1個につき 1,000 資本組入額 1個につき 500
新株予約権の行使の条件	-	各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	-	-
新株予約権付社債の残高(百万円)	-	10,000

(注) 新株予約権の目的となる株式の数について

新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を移転する数は、行使請求に係る本社債の発行価額の総額を転換価額で除した数とする。記載した株数は、新株予約権付社債の残高を当該時点での転換価額(510円)で除した数である。

## (3) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式総数増減数 (株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増減額 (百万円)	資本準備金残高 (百万円)
平成16年1月1日～ 平成16年6月30日	-	204,089,391	-	15,436	-	10,873

## (4) 【大株主の状況】

平成16年6月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
日本トラスティサービス信託 銀行株式会社信託口	東京都中央区晴海1-8-11	25,754	12.61
日本マスタートラスト信託銀 行株式会社信託口	東京都港区浜松町2-11-3	14,062	6.89
三菱信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内1-4-5	9,416	4.61
日本マスタートラスト信託銀 行株式会社 三菱化学株式会社退職給付信 託口	東京都港区浜松町2-11-3	5,900	2.89
三菱商事株式会社	東京都千代田区丸の内2-6-3	5,844	2.86
東京海上火災保険株式会社	東京都千代田区丸の内1-2-1	5,835	2.85
株式会社東京三菱銀行	東京都千代田区丸の内2-7-1	5,102	2.49
バンクオブニューヨークヨー ロッパリミテッドルクセンブ ルグ131800 (常任代理人)株式会社みず ほコーポレート銀行兜町証券 決済業務室	東京都中央区日本橋兜町6-7	4,897	2.39
株式会社UFJ銀行	名古屋市中区錦3-21-24	3,534	1.73
ザチェースマンハッタンバン クエヌエイロンドン (常任代理人)株式会社みず ほコーポレート銀行兜町証券 決済業務室	東京都中央区日本橋兜町6-7	3,141	1.53
計	-	83,488	40.90

(5) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成16年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 491,000	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 199,968,000	199,968	-
単元未満株式	普通株式 3,630,391	-	1単元(1,000株)未 満の株式
発行済株式総数	204,089,391	-	-
総株主の議決権	-	199,968	-

(注) 「完全議決権株式(その他)」欄には、証券保管振替機構名義の株式が45,000株(議決権45個)含まれている。

【自己株式等】

平成16年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合 (%)
(自己保有株式) 東海カーボン株式会社	東京都港区北青山1- 2-3	491,000	-	491,000	0.24
計	-	491,000	-	491,000	0.24

(注) 株主名簿上は当社名義となっているが、実質的に所有していない株式が、11,000株ある。当該株式は「発行済株式」の「完全議決権株式(その他)」欄に含まれている。

2 【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成16年1月	2月	3月	4月	5月	6月
最高(円)	302	314	374	416	391	403
最低(円)	270	256	308	352	323	341

(注) 最高・最低株価は東京証券取引所市場第一部におけるものである。

3 【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当半期報告書提出日までの役員の異動は次のとおりである。

異動後の役職名	異動前の役職名	氏名	異動年月日
取締役 (ファインカーボン事業部副 事業部長)	取締役	齋藤 英樹	平成16年7月1日

## 第5【経理の状況】

### 1 中間連結財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

(1) 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成している。

なお、前中間連結会計期間（平成15年1月1日から平成15年6月30日まで）は、改正前の中間連結財務諸表規則に基づき、当中間連結会計期間（平成16年1月1日から平成16年6月30日まで）は、改正後の中間連結財務諸表規則に基づいて作成している。

(2) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）に基づいて作成している。

なお、前中間会計期間（平成15年1月1日から平成15年6月30日まで）は、改正前の中間財務諸表等規則に基づき、当中間会計期間（平成16年1月1日から平成16年6月30日まで）は、改正後の中間財務諸表等規則に基づいて作成している。

### 2 . 監査証明について

当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、前中間連結会計期間（平成15年1月1日から平成15年6月30日まで）及び前中間会計期間（平成15年1月1日から平成15年6月30日まで）並びに当中間連結会計期間（平成16年1月1日から平成16年6月30日まで）及び当中間会計期間（平成16年1月1日から平成16年6月30日まで）の中間連結財務諸表及び中間財務諸表について、監査法人トーマツにより中間監査を受けている。

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

【中間連結貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成15年6月30日)		当中間連結会計期間末 (平成16年6月30日)		前連結会計年度 要約連結貸借対照表 (平成15年12月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
流動資産							
現金及び預金		10,825		11,910		11,027	
受取手形及び売掛金		18,090		21,623		21,017	
有価証券		40		-		-	
たな卸資産		14,968		14,060		14,604	
繰延税金資産		509		1,741		649	
その他		6,111		9,054		6,998	
貸倒引当金		83		82		85	
流動資産合計			50,461 46.0		58,307 47.4		54,212 45.6
固定資産							
1 有形固定資産	1 2						
建物及び構築物		12,410		10,871		12,160	
機械装置及び運搬具		11,102		11,589		11,070	
炉		1,069		1,112		1,058	
土地		7,926		8,277		8,428	
建設仮勘定		233		663		927	
その他		739		708		753	
有形固定資産合計		33,483		33,223		34,400	
2 無形固定資産							
ソフトウェア		504		425		486	
その他		49		47		47	
無形固定資産合計		554		473		534	
3 投資その他の資産							
投資有価証券		18,539		27,896		23,431	
繰延税金資産		445		324		395	
その他	3	6,301		2,917		6,212	
貸倒引当金		24		182		183	
投資その他の資産合計		25,262		30,955		29,857	
固定資産合計			59,300 54.0		64,652 52.6		64,792 54.4
資産合計			109,762 100.0		122,959 100.0		119,004 100.0

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成15年6月30日)		当中間連結会計期間末 (平成16年6月30日)		前連結会計年度 要約連結貸借対照表 (平成15年12月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(負債の部)							
流動負債							
支払手形及び買掛金		7,496		8,971		8,958	
短期借入金	2	19,075		19,237		19,415	
未払法人税等		1,334		1,836		2,227	
未払費用		1,474		1,596		1,787	
賞与引当金		212		252		182	
訴訟損失引当金	3	-		457		-	
その他		1,282		1,444		1,839	
流動負債合計		30,876	28.1	33,797	27.5	34,410	28.9
固定負債							
長期借入金	2	688		448		632	
繰延税金負債		5,264		8,797		7,056	
退職給付引当金		939		970		969	
役員退職慰労引当金		297		285		331	
その他		706		761		723	
固定負債合計		7,895	7.2	11,264	9.2	9,712	8.2
負債合計		38,771	35.3	45,062	36.7	44,123	37.1
(少数株主持分)							
少数株主持分		4,007	3.7	4,455	3.6	4,065	3.4
(資本の部)							
資本金		15,436	14.1	15,436	12.6	15,436	13.0
資本剰余金		10,873	9.9	10,873	8.8	10,873	9.1
利益剰余金		34,902	31.8	36,037	29.3	35,955	30.2
その他有価証券評価差額金		5,774	5.2	11,376	9.2	8,635	7.3
為替換算調整勘定		64	0.1	171	0.1	2	0.0
自己株式		67	0.1	111	0.1	87	0.1
資本合計		66,983	61.0	73,441	59.7	70,815	59.5
負債、少数株主持分及び資本合計		109,762	100.0	122,959	100.0	119,004	100.0

【中間連結損益計算書】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間 (自 平成15年 1月 1日 至 平成15年 6月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成16年 1月 1日 至 平成16年 6月30日)		前連結会計年度 要約連結損益計算書 (自 平成15年 1月 1日 至 平成15年12月31日)				
		金額 (百万円)	百分比 (%)	金額 (百万円)	百分比 (%)	金額 (百万円)	百分比 (%)			
売上高			28,410	100.0		32,555	100.0		59,852	100.0
売上原価			20,869	73.5		23,098	71.0		43,642	72.9
売上総利益			7,541	26.5		9,457	29.0		16,210	27.1
販売費及び一般管理費										
販売費	1	1,593			1,745			3,444		
一般管理費	2	3,216	4,809	16.9	3,321	5,067	15.5	6,610	10,054	16.8
営業利益			2,731	9.6		4,389	13.5		6,155	10.3
営業外収益										
受取利息		5			127			8		
受取配当金		121			138			185		
賃貸料		54			147			109		
為替差益		112			57			-		
雑収入		89	384	1.4	85	556	1.7	159	462	0.7
営業外費用										
支払利息		185			154			356		
為替差損		-			-			424		
持分法による投資損失		186			7			252		
雑支出		181	553	2.0	190	352	1.1	420	1,454	2.4
経常利益			2,561	9.0		4,592	14.1		5,163	8.6
特別利益										
投資有価証券売却益		-			247			215		
土地売却益		67			2			67		
為替差益	3	352			-			239		
貸倒引当金戻入額		29			-			-		
持分変動利益		-	448	1.6	-	249	0.8	57	580	1.0

区分	注記 番号	前中間連結会計期間 (自 平成15年 1月 1日 至 平成15年 6月30日)			当中間連結会計期間 (自 平成16年 1月 1日 至 平成16年 6月30日)			前連結会計年度 要約連結損益計算書 (自 平成15年 1月 1日 至 平成15年12月31日)		
		金額 (百万円)		百分比 (%)	金額 (百万円)		百分比 (%)	金額 (百万円)		百分比 (%)
特別損失										
欧州訴訟損失	4	-			1,608			-		
固定資産売却損	5	-			997			-		
訴訟損失引当金繰 入額		-			457			-		
子会社株式売却損		-			130			-		
為替差損	3	-			78			-		
会員権評価損		6			-			65		
投資有価証券売却 損		4			-			4		
子会社本社移転費 用		-	10	0.0	-	3,272	10.1	54	124	0.2
税金等調整前中間 (当期)純利益			2,999	10.6		1,569	4.8		5,619	9.4
法人税、住民税及 び事業税		1,347			1,848			2,566		
法人税等調整額		35	1,311	4.6	1,126	722	2.2	267	2,299	3.8
少数株主利益 (損 失)			71	0.2		206	0.6		1	0.0
中間(当期)純利 益			1,759	6.2		640	2.0		3,321	5.6

【中間連結剰余金計算書】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間 (自 平成15年1月1日 至 平成15年6月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成16年1月1日 至 平成16年6月30日)		前連結会計年度 (自 平成15年1月1日 至 平成15年12月31日)	
		金額(百万円)		金額(百万円)		金額(百万円)	
(資本剰余金の部)							
資本剰余金期首残高					10,873		
資本準備金期首残高		10,873	10,873			10,873	10,873
資本剰余金増加高							
1 自己株式処分差益		-	-	0	0	-	-
資本剰余金中間期末 (期末)残高			10,873		10,873		10,873
(利益剰余金の部)							
利益剰余金期首残高					35,955		
連結剰余金期首残高		33,687	33,687			33,687	33,687
利益剰余金増加高							
1 中間(当期)純利益		1,759	1,759	640	640	3,321	3,321
利益剰余金減少高							
1 配当金		509		509		1,018	
2 取締役賞与		35	544	49	558	35	1,054
利益剰余金中間期末 (期末)残高			34,902		36,037		35,955

【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

		前中間連結会計期間 (自 平成15年1月1日 至 平成15年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成16年1月1日 至 平成16年6月30日)	前連結会計年度の要約キ ャッシュ・フロー計算書 (自 平成15年1月1日 至 平成15年12月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
営業活動によるキャ ッシュ・フロー				
1		2,999	1,569	5,619
2		1,806	1,749	3,667
3		170	19	170
4		63	2	97
5		52	70	22
6		17	0	46
7		19	0	37
8		72	45	38
9		-	457	-
10		127	265	194
11		19	25	-
12		-	-	235
13		186	7	252
14		185	154	356
15	2	352	-	239
16	2	-	78	-
17		-	247	215
18		67	2	67
19		-	-	57
20		-	1,608	-
21		-	997	-
22		-	130	-
23		-	-	65
24		4	-	4
25		1,432	698	1,541
26		254	497	664
27		1,281	67	207
28		892	-	892
29		-	-	116
30		35	49	35
31		176	109	550
小計		3,847	5,964	8,759

		前中間連結会計期間 (自 平成15年 1月 1日 至 平成15年 6月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成16年 1月 1日 至 平成16年 6月30日)	前連結会計年度の要約キ ャッシュ・フロー計算書 (自 平成15年 1月 1日 至 平成15年12月31日)
区分	注記 番号	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)
32		131	160	191
33		187	157	355
34		85	2,233	412
35		-	423	-
営業活動によるキャ ッシュ・フロー		3,705	3,309	8,183
投資活動によるキャ ッシュ・フロー				
1		57	-	101
2		303	114	303
3		1,335	2,169	3,006
4		68	10	68
5		25	23	91
6		19	350	316
7		-	-	1,373
8		558	33	558
9		-	245	-
10		22	0	22
11		17	26	22
投資活動によるキャ ッシュ・フロー		1,580	1,531	4,442
財務活動によるキャ ッシュ・フロー				
1		226	106	7
2		449	390	459
3		811	514	673
4		509	509	1,018
5		22	33	43
6		7	23	26
財務活動によるキャ ッシュ・フロー		1,126	797	1,310

		前中間連結会計期間 (自 平成15年 1月 1日 至 平成15年 6月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成16年 1月 1日 至 平成16年 6月30日)	前連結会計年度の要約キ ャッシュ・フロー計算書 (自 平成15年 1月 1日 至 平成15年12月31日)
区分	注記 番号	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)
現金及び現金同等物に 係る換算差額		23	15	249
現金及び現金同等物の 増加額		1,022	997	2,180
現金及び現金同等物の 期首残高		14,601	16,781	14,601
現金及び現金同等物の 中間期末 (期末) 残高	1	15,623	17,778	16,781

[次へ](#)

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

項目	前中間連結会計期間 (自 平成15年1月1日 至 平成15年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成16年1月1日 至 平成16年6月30日)	前連結会計年度 (自 平成15年1月1日 至 平成15年12月31日)
1 連結の範囲に関する事項	<p>(1) 連結子会社の数 20社 東海高熱工業(株)、東海マテリアル(株)、東海セイコーエンジニアリング(株)、グライフアイト化工(株)、オリエンタル産業(株)、ティー・シー・ファイナンス(株)、東海運輸(株)、東海テクノトレーディング(株)(旧東海マテリアル(株))、東京精工(株)、THAI TOKAI CARBON PRODUCT COMPANY LIMITED、TOKAI CARBON U.S.A., INC.、TOKAI CARBON EUROPE LTD.、TOKAI CARBON UK LTD.、TOKAI CARBON PORTUGAL LDA.、GRAPHITE TECHNOLOGIES IRELAND LIMITED、GRAPHITE TECHNOLOGIES (PROPERTY) LIMITED、TOKAI CARBON ITALIA S.R.L.、SVENSK SPECIALGRAFIT AB、エレマ産業(株)、上海東康高熱耐火制品有限公司</p> <p>なお、従来連結子会社であったティーケーエンジニアリング(株)は、当中間連結会計期間において東海高熱工業(株)に吸収合併され、同じく従来連結子会社であったGRAPHITE TECHNOLOGIES MOLDES (PORTUGAL), LDA. 及びGRAPHITE TECHNOLOGIES ELECTRODOS LDA. は、当中間連結会計期間においてその持分をすべて売却したため、連結の範囲から除外している。</p> <p>また、東海マテリアル(株)及びTOKAI CARBON PORTUGAL, LDA. は、当中間連結会計期間に新規設立されたため、連結の範囲に含めている。</p> <p>(2) 主要な非連結子会社の名称等 主要な非連結子会社 (株)名古屋グリーン倶楽部、(株)ランコムトーヨー (連結の範囲から除いた理由) 非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、中間純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも中間連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためである。</p>	<p>(1) 連結子会社の数 20社 東海高熱工業(株)、東海マテリアル(株)、東海セイコーエンジニアリング(株)、グライフアイト化工(株)、オリエンタル産業(株)、ティー・シー・ファイナンス(株)、東海運輸(株)、東海テクノトレーディング(株)、東京精工(株)、THAI TOKAI CARBON PRODUCT COMPANY LIMITED、東海炭素(天津)有限公司、TOKAI CARBON U.S.A., INC.、TOKAI CARBON EUROPE LTD.、TOKAI CARBON UK LTD.、GRAPHITE TECHNOLOGIES IRELAND LIMITED、GRAPHITE TECHNOLOGIES (PROPERTY) LIMITED、TOKAI CARBON ITALIA S.R.L.、SVENSK SPECIALGRAFIT AB、エレマ産業(株)、上海東海高熱耐火制品有限公司</p> <p>なお、従来連結子会社であったTOKAI CARBON PORTUGAL, LDA. は、当中間連結会計期間においてその持分をすべて売却したため、連結の範囲から除外している。</p> <p>また、東海炭素(天津)有限公司は、当連結会計年度に新規設立されたため、連結の範囲に含めている。</p> <p>(2) 主要な非連結子会社の名称等 主要な非連結子会社 同左</p>	<p>(1) 連結子会社の数 20社 主要な連結子会社は、「第一 企業の概況 4 関係会社の状況」に記載しているため、省略した。</p> <p>なお、従来連結子会社であったティーケーエンジニアリング(株)は、当連結会計年度において東海高熱工業(株)に吸収合併され、同じく従来連結子会社であったGRAPHITE TECHNOLOGIES MOLDES (PORTUGAL), LDA. 及びGRAPHITE TECHNOLOGIES ELECTRODOS LDA. は、当連結会計年度においてその持分をすべて売却したため、連結の範囲から除外している。</p> <p>また、東海マテリアル(株)及びTOKAI CARBON PORTUGAL, LDA. は、当連結会計年度に新規設立されたため、連結の範囲に含めている。</p> <p>(2) 主要な非連結子会社の名称等 主要な非連結子会社 (株)名古屋グリーン倶楽部、(株)ランコムトーヨー (連結の範囲から除いた理由) 非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためである。</p>
2 持分法の適用に関する事項	<p>(1) 持分法適用の関連会社数 4社 韓国東海カーボン(株)、SGL TOKAI CARBON LTD. SHANGHAI、平成セラミックス(株)、MWI, INC.</p>	<p>(1) 持分法適用の関連会社数 4社 同左</p>	<p>(1) 持分法適用の関連会社数 4社 同左</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成15年1月1日 至 平成15年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成16年1月1日 至 平成16年6月30日)	前連結会計年度 (自 平成15年1月1日 至 平成15年12月31日)
	<p>(2) 持分法を適用していない非連結子会社(株名古屋グリーン倶楽部、株ランコムトーヨー)は、それぞれ中間連結純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外している。</p> <p>(3) 持分法適用会社のうち、中間決算日が中間連結決算日と異なる会社については、各社の中間会計期間に係る財務諸表を使用している。</p>	<p>(2) 同左</p> <p>(3) 同左</p>	<p>(2) 持分法を適用していない非連結子会社(株名古屋グリーン倶楽部、株ランコムトーヨー)は、それぞれ連結純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外している。</p> <p>(3) 持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の事業年度に係る財務諸表を使用している。</p>
<p>3 連結子会社の(中間)決算日等に関する事項</p>	<p>連結子会社のうち、THAI TOKAI CARBON PRODUCT COMPANY LIMITED、TOKAI CARBON U.S.A.,INC.、TOKAI CARBON EUROPE LTD.、TOKAI CARBON UK LTD.、TOKAI CARBON PORTUGAL LDA.、GRAPHITE TECHNOLOGIES IRELAND LIMITED、GRAPHITE TECHNOLOGIES(PROPERTY) LIMITED、TOKAI CARBON ITALIA S.R.L.、SVENSK SPECIALGRAFIT ABの中間決算日は3月31日であり、中間連結財務諸表の作成にあたっては中間連結財務諸表規則第9条ただし書の規定により、当該中間決算日の財務諸表を基礎とした。</p> <p>なお、中間連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っている。</p>	<p>連結子会社のうち、THAI TOKAI CARBON PRODUCT COMPANY LIMITED、TOKAI CARBON U.S.A.,INC.、TOKAI CARBON EUROPE LTD.、TOKAI CARBON UK LTD.、GRAPHITE TECHNOLOGIES IRELAND LIMITED、GRAPHITE TECHNOLOGIES(PROPERTY) LIMITED、TOKAI CARBON ITALIA S.R.L.、SVENSK SPECIALGRAFIT ABの中間決算日は3月31日であり、中間連結財務諸表の作成にあたっては、中間連結財務諸表規則第9条ただし書の規定により、当該中間決算日の財務諸表を基礎とした。</p> <p>なお、中間連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っている。</p>	<p>連結子会社のうち、THAI TOKAI CARBON PRODUCT COMPANY LIMITED、TOKAI CARBON U.S.A.,INC.、TOKAI CARBON EUROPE LTD.、TOKAI CARBON UK LTD.、TOKAI CARBON PORTUGAL LDA.、GRAPHITE TECHNOLOGIES IRELAND LIMITED、GRAPHITE TECHNOLOGIES (PROPERTY)LIMITED、TOKAI CARBON ITALIA S.R.L.、SVENSK SPECIALGRAFIT ABの決算日は9月30日であり、連結財務諸表の作成にあたっては連結財務諸表規則第12条ただし書の規定により、当該決算日の財務諸表を基礎とした。</p> <p>また、東海高熱工業(株)、東海マテリアル(株)、東海セイコーエンジ(株)、グラファイト化工(株)、オリエンタル産業(株)、ティー・シー・ファイナンス(株)、東海運輸(株)、東海テクノトレーディング(株)(旧)東海マテリアル(株)、東京精工(株)、エレマ産業(株)、上海東康高熱耐火制品有限公司の決算日は、連結決算日と一致している。</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成15年 1月 1日 至 平成15年 6月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成16年 1月 1日 至 平成16年 6月30日)	前連結会計年度 (自 平成15年 1月 1日 至 平成15年12月31日)
4 会計処理基準に関する事項	<p>(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法</p> <p>たな卸資産 当社及び国内連結子会社は、月別総平均法による原価法を、また、在外連結子会社は、主として先入先出法による低価法を採用している。</p> <p>有価証券 その他有価証券 時価のあるもの .....中間期末日の市場価格等に基づく時価法によっている（評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定している）。</p> <p>時価のないもの .....移動平均法による原価法によっている。</p> <p>デリバティブ 時価法によっている。</p> <p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法</p> <p>有形固定資産 当社及び国内連結子会社は、主として定率法によっているが、平成10年 4月 1日以後新規取得の建物（建物付属設備を除く）については定額法によっている。在外連結子会社は、主として定額法によっている。</p> <p>また、連結子会社の有形固定資産のうち他にリースする資産については、リース期間を償却年数とし、リース期間満了時の処分見積価額を残存価額とする定額法（リース期間定額法）を採用している。</p> <p>なお、主な耐用年数は以下のとおりである。</p> <p>建物及び構築物 2～60年 機械装置及び運搬具 2～22年 炉 4～12年</p>	<p>(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法</p> <p>たな卸資産 同左</p> <p>有価証券 同左</p> <p>デリバティブ 同左</p> <p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法</p> <p>有形固定資産 同左</p>	<p>(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法</p> <p>たな卸資産 同左</p> <p>有価証券 その他有価証券 時価のあるもの .....期末日の市場価格等に基づく時価法によっている（評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定している）。</p> <p>時価のないもの .....移動平均法による原価法によっている。</p> <p>デリバティブ 同左</p> <p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法</p> <p>有形固定資産 同左</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成15年 1月 1日 至 平成15年 6月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成16年 1月 1日 至 平成16年 6月30日)	前連結会計年度 (自 平成15年 1月 1日 至 平成15年12月31日)
	<p>無形固定資産 定額法によっている。</p> <p>なお、当社及び国内連結子会社は、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっている。</p> <p>(3) 重要な引当金の計上基準</p> <p>貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。</p> <p>退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上している。</p> <p>数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌期より費用処理している。</p> <p>役員退職慰労引当金 役員退職慰労金の支給にあてるため、役員退職慰労金の内規に基づく中間連結会計期間末未支給額を計上している。</p> <p>(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準</p> <p>外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理している。なお、在外子会社等の資産及び負債は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は少数株主持分及び資本の部における為替換算調整勘定に含めている。</p>	<p>無形固定資産 同左</p> <p>(3) 重要な引当金の計上基準</p> <p>貸倒引当金 同左</p> <p>訴訟損失引当金 係争中の訴訟に係る損失に備えるため、その経過等の状況に基づき合理的に見積もった損失負担見込額を計上している。</p> <p>退職給付引当金 同左</p> <p>役員退職慰労引当金 同左</p> <p>(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準 同左</p>	<p>無形固定資産 同左</p> <p>(3) 重要な引当金の計上基準</p> <p>貸倒引当金 同左</p> <p>退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上している。</p> <p>数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度より費用処理することとしている。</p> <p>役員退職慰労引当金 役員退職慰労金の支給にあてるため、役員退職慰労金の内規に基づく当連結会計年度末未支給額を計上している。</p> <p>(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準</p> <p>外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理している。なお、在外子会社等の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は少数株主持分及び資本の部における為替換算調整勘定に含めている。</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成15年 1月 1日 至 平成15年 6月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成16年 1月 1日 至 平成16年 6月30日)	前連結会計年度 (自 平成15年 1月 1日 至 平成15年12月31日)
	<p>(5) 重要なリース取引の処理方法 当社及び国内連結子会社は、リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、在外連結子会社については、主として通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっている。</p> <p>(6) 重要なヘッジ会計の方法 ヘッジ会計の方法 原則として繰延ヘッジ処理によっている。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理によっている。 ヘッジ手段とヘッジ対象 当中間連結会計期間にヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下のとおりである。 a ヘッジ手段 ...為替予約 b ヘッジ対象 ...製品輸出による外貨建売上債権及び外貨建予定取引 ヘッジ方針 デリバティブ取引に関する権限規定及び取引限度額等を定めた内部規定に基づき、ヘッジ対象に係る為替相場変動リスクを一定の範囲でヘッジしている。 ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジ対象の相場変動またはキャッシュ・フロー変動とヘッジ手段の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の間に高い相関関係があることを確認し、有効性の評価方法としている。</p> <p>(7) その他中間連結財務諸表作成のための重要な事項 消費税等の会計処理 消費税等の会計処理については、税抜き方式によっている。</p>	<p>(5) 重要なリース取引の処理方法 同左</p> <p>(6) 重要なヘッジ会計の方法 ヘッジ会計の方法 同左  ヘッジ手段とヘッジ対象 同左  ヘッジ方針 同左  ヘッジ有効性評価の方法 同左</p> <p>(7) その他中間連結財務諸表作成のための重要な事項 消費税等の会計処理 同左</p>	<p>(5) 重要なリース取引の処理方法 同左</p> <p>(6) 重要なヘッジ会計の方法 ヘッジ会計の方法 同左  ヘッジ手段とヘッジ対象 当連結会計年度にヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下のとおりである。 a ヘッジ手段 ...為替予約 b ヘッジ対象 ...製品輸出による外貨建売上債権及び外貨建予定取引 ヘッジ方針 同左  ヘッジ有効性評価の方法 同左</p> <p>(7) その他連結財務諸表作成のための重要な事項 消費税等の会計処理 同左</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成15年 1月 1日 至 平成15年 6月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成16年 1月 1日 至 平成16年 6月30日)	前連結会計年度 (自 平成15年 1月 1日 至 平成15年12月31日)
			<p>自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準</p> <p>当連結会計年度から「自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準」(企業会計基準第1号)を適用している。これによる当連結会計年度の損益に与える影響はない。</p> <p>なお、連結財務諸表規則の改正により、当連結会計年度における連結貸借対照表の資本の部及び連結剰余金計算書については、改正後の連結財務諸表規則により作成している。</p> <p>1株当たり情報</p> <p>当連結会計年度から「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用している。なお、これによる影響は軽微である。</p>
5 中間連結キャッシュ・フロー計算書(連結キャッシュ・フロー計算書)における資金の範囲	手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっている。	同左	同左

[次へ](#)

会計処理方法の変更

前中間連結会計期間 (自 平成15年 1月 1日 至 平成15年 6月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成16年 1月 1日 至 平成16年 6月30日)	前連結会計年度 (自 平成15年 1月 1日 至 平成15年12月31日)
<p>当社は、欧州連合（EU）の欧州委員会から、人造黒鉛電極、等方性黒鉛の販売で価格カルテルに参加していたとして、総額3,147万ユーロ（4,308百万円）の課徴金の支払命令を受けた。これに対し、当社は、同額の仮納付金を差入れの上、欧州裁判所に不服申し立ての手続きを取っている。</p> <p>この仮納付金に係る為替換算差損益については、従来、営業外損益の部に計上していたが当中間連結会計期間より特別損益の部に計上することに変更した。</p> <p>この変更は、平成13年に差入れた人造黒鉛電極に対する仮納付金に加え、当中間連結会計期間に等方性黒鉛に対する仮納付金を差入れたこと及び、ユーロの対円レートが大幅に円安になったことにより、仮納付金に係る為替換算差損益が増大していること、仮納付金は経常取引以外の債権であることにより、変更を行ったものである。</p> <p>この変更により、当中間連結会計期間に発生した仮納付金に係る為替換算差益352百万円は特別利益に計上している。この結果従来と同一の方法を採用した場合と比べ、経常利益は352百万円減少しているが、税金等調整前中間純利益に与える影響はない。</p>		<p>当社は、欧州連合（EU）の欧州委員会から、人造黒鉛電極、等方性黒鉛の販売で価格カルテルに参加していたとして、総額3,147万ユーロ（4,208百万円）の課徴金の支払命令を受けた。これに対し、当社は、同額の仮納付金を差入れの上、欧州裁判所に不服申し立ての手続きを取っている。</p> <p>この仮納付金に係る為替換算差損益については、従来、営業外損益の部に計上していたが、当連結会計年度より特別損益の部に計上することに変更した。</p> <p>この変更は、平成13年に差入れた人造黒鉛電極に対する仮納付金に加え、当連結会計年度に等方性黒鉛に対する仮納付金を差入れたこと及び、ユーロの対円レートが大幅に円安になったことにより、仮納付金に係る為替換算差損益が増大していること、仮納付金は経常取引以外の取引から発生した債権であることにより、変更を行ったものである。</p> <p>この変更により、当連結会計年度に発生した仮納付金に係る為替換算差益239百万円は特別利益に計上している。この結果従来と同一の方法を採用した場合と比べ、経常利益は239百万円減少しているが、税金等調整前当期純利益に与える影響はない。</p>

表示方法の変更

前中間連結会計期間 (自 平成15年 1月 1日 至 平成15年 6月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成16年 1月 1日 至 平成16年 6月30日)
<p>(連結キャッシュ・フロー計算書関係)</p> <p>前中間連結会計期間において、投資活動によるキャッシュ・フローの項目として区分掲記していた投資有価証券の取得による支出(当中間連結会計期間 2百万円)は、重要性が減少したため、当中間連結会計期間より「その他」に含めて表示している。</p>	

追加情報

前中間連結会計期間 (自 平成15年1月1日 至 平成15年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成16年1月1日 至 平成16年6月30日)	前連結会計年度 (自 平成15年1月1日 至 平成15年12月31日)
<p>(自己株式及び法定準備金取崩等会計)</p> <p>当中間連結会計期間から「自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準」(企業会計基準第1号)を適用している。これによる当中間連結会計期間の損益に与える影響はない。</p> <p>なお、中間連結財務諸表規則の改正により、当中間連結会計期間における中間連結貸借対照表の資本の部及び中間連結剰余金計算書については、改正後の中間連結財務諸表規則により作成している。</p>		

[次へ](#)

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間末 (平成15年6月30日)	当中間連結会計期間末 (平成16年6月30日)	前連結会計年度末 (平成15年12月31日)																								
<p>1 有形固定資産の減価償却累計額 93,726百万円</p> <p>2 担保資産及び担保付債務 担保に供している資産は次のとおりである。</p> <p>有形固定資産 5,916百万円 担保付債務は次のとおりである。</p> <p>短期借入金 1,503百万円 長期借入金 8</p> <p>3 偶発債務 (1) 銀行借入等に対する保証で、内訳は下記のとおりである。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">被保証者</th> <th style="text-align: center;">金額</th> <th style="text-align: center;">被保証債務の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>SGL TOKAI CARBON LTD. SHANGHAI</td> <td style="text-align: center;">518百万円 (4,300千米ドル 248千中国 人民元)</td> <td style="text-align: center;">銀行借入金</td> </tr> <tr> <td>韓国東海カーボン(株)</td> <td style="text-align: center;">367百万円 (3,600,000千韓国 ウォン) (45千米ドル)</td> <td style="text-align: center;">"</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: center;">886</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>SGL TOKAI CARBON LTD. SHANGHAIの保証債務のうち、他社の債務保証に対し当社が再保証している保証残高は、3百万円(外貨建248千中国人民幣元)である。</p> <p>(2) 当社は、平成13年7月18日、欧州連合(EU)の欧州委員会から、人造黒鉛電極の販売で価格カルテルに参加していたとして、2,450万ユーロ(3,354百万円)の課徴金の支払命令を受けた。これに対し、当社は、仮納付金を差入れの上、平成13年10月1日付で欧州裁判所に不服申し立ての процедуруを取っているが、今後解決に長期間要すると見込まれ、また見通しが不明であることから、現時点で当社の損益に与える影響を合理的に見積もることは困難である。</p> <p>なお、上記仮納付金3,354百万円については、投資その他の資産の「その他」に含めて計上している。</p>	被保証者	金額	被保証債務の内容	SGL TOKAI CARBON LTD. SHANGHAI	518百万円 (4,300千米ドル 248千中国 人民元)	銀行借入金	韓国東海カーボン(株)	367百万円 (3,600,000千韓国 ウォン) (45千米ドル)	"	計	886		<p>1 有形固定資産の減価償却累計額 94,209百万円</p> <p>2 担保資産及び担保付債務 担保に供している資産は次のとおりである。</p> <p>有形固定資産 5,703百万円 担保付債務は次のとおりである。</p> <p>短期借入金 1,503百万円 長期借入金 2</p> <p>3 偶発債務 (1) 銀行借入等に対する保証で、内訳は下記のとおりである。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">被保証者</th> <th style="text-align: center;">金額</th> <th style="text-align: center;">被保証債務の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>SGL TOKAI CARBON LTD. SHANGHAI</td> <td style="text-align: center;">618百万円 (5,700千米ドル)</td> <td style="text-align: center;">銀行借入金</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 当社は、平成14年12月17日、欧州連合(EU)の欧州委員会から、等方性黒鉛の販売で価格カルテルに参加していたとして、697万ユーロ(913百万円)の課徴金の支払命令を受けた。これに対し、当社は、仮納付金を差入れの上、平成15年3月3日付で欧州裁判所に不服申し立ての procedureを取っているが、人造黒鉛電極の販売における価格カルテルに対する当社への課徴金を減額する第一審判決が確定したことを受け、その内容を分析・検討し、等方性黒鉛に関して当社が負担すると見込まれる課徴金の額を見積もった結果、349万ユーロ(457百万円)を訴訟損失引当金として計上した。</p> <p>なお、上記仮納付金913百万円については、投資その他の資産の「その他」に含めて計上している。</p>	被保証者	金額	被保証債務の内容	SGL TOKAI CARBON LTD. SHANGHAI	618百万円 (5,700千米ドル)	銀行借入金	<p>1 有形固定資産の減価償却累計額 94,641百万円</p> <p>2 担保資産及び担保付債務 担保に供している資産は次のとおりである。</p> <p>有形固定資産 5,859百万円 担保付債務は次のとおりである。</p> <p>短期借入金 1,503百万円 一年以内返済長期借入金 5</p> <p>3 偶発債務 (1) 銀行借入等に対する保証で、内訳は下記のとおりである。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">被保証者</th> <th style="text-align: center;">金額</th> <th style="text-align: center;">被保証債務の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>SGL TOKAI CARBON LTD. SHANGHAI</td> <td style="text-align: center;">460百万円 (4,300千米ドル)</td> <td style="text-align: center;">銀行借入金</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 当社は、平成13年7月18日、欧州連合(EU)の欧州委員会から、人造黒鉛電極の販売で価格カルテルに参加していたとして、2,450万ユーロ(3,276百万円)の課徴金の支払命令を受けた。これに対し、当社は、仮納付金を差入れの上、平成13年10月1日付で欧州裁判所に不服申し立ての procedureを取っているが、今後解決に長期間要すると見込まれ、また見通しが不明であることから、現時点で当社の損益に与える影響を合理的に見積もることは困難である。</p> <p>なお、上記仮納付金3,276百万円については、投資その他の資産の「その他」に含めて計上している。</p>	被保証者	金額	被保証債務の内容	SGL TOKAI CARBON LTD. SHANGHAI	460百万円 (4,300千米ドル)	銀行借入金
被保証者	金額	被保証債務の内容																								
SGL TOKAI CARBON LTD. SHANGHAI	518百万円 (4,300千米ドル 248千中国 人民元)	銀行借入金																								
韓国東海カーボン(株)	367百万円 (3,600,000千韓国 ウォン) (45千米ドル)	"																								
計	886																									
被保証者	金額	被保証債務の内容																								
SGL TOKAI CARBON LTD. SHANGHAI	618百万円 (5,700千米ドル)	銀行借入金																								
被保証者	金額	被保証債務の内容																								
SGL TOKAI CARBON LTD. SHANGHAI	460百万円 (4,300千米ドル)	銀行借入金																								

前中間連結会計期間末 (平成15年6月30日)	当中間連結会計期間末 (平成16年6月30日)	前連結会計年度末 (平成15年12月31日)
<p>(3) 当社は、平成14年12月17日、欧州連合（EU）の欧州委員会から、等方性黒鉛の販売で価格カルテルに参加していたとして、697万ユーロ（954百万円）の課徴金の支払命令を受けた。これに対し、当社は、仮納付金を差入れの上、平成15年3月3日付で欧州裁判所に不服申し立ての取手を取り付けているが、今後解決に長期間要すると見込まれ、また見通しが不明であることから、現時点で当社の損益に与える影響を合理的に見積もることは困難である。</p> <p>なお、上記仮納付金954百万円については、投資その他の資産の「その他」に含めて計上している。</p> <p>4 受取手形裏書譲渡高 3百万円</p>	<p>4 受取手形裏書譲渡高 2百万円</p>	<p>(3) 当社は、平成14年12月17日、欧州連合（EU）の欧州委員会から、等方性黒鉛の販売で価格カルテルに参加していたとして、697万ユーロ（932百万円）の課徴金の支払命令を受けた。これに対し、当社は、仮納付金を差入れの上、平成15年3月3日付で欧州裁判所に不服申し立ての取手を取り付けているが、今後解決に長期間要すると見込まれ、また見通しが不明であることから、現時点で当社の損益に与える影響を合理的に見積もることは困難である。</p> <p>なお、上記仮納付金932百万円については、投資その他の資産の「その他」に含めて計上している。</p> <p>4</p>

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成15年1月1日 至 平成15年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成16年1月1日 至 平成16年6月30日)	前連結会計年度 (自 平成15年1月1日 至 平成15年12月31日)																																																				
<p>1 販売費のうち、主な費目は次のとおりである。</p>	<p>1 販売費のうち、主な費目は次のとおりである。</p>	<p>1 販売費のうち、主な費目は次のとおりである。</p>																																																				
<table border="0"> <tr> <td>保管発送費</td> <td>1,259百万円</td> </tr> <tr> <td>販売諸経費</td> <td>318</td> </tr> </table>	保管発送費	1,259百万円	販売諸経費	318	<table border="0"> <tr> <td>保管発送費</td> <td>1,397百万円</td> </tr> <tr> <td>販売諸経費</td> <td>348</td> </tr> </table>	保管発送費	1,397百万円	販売諸経費	348	<table border="0"> <tr> <td>保管発送費</td> <td>2,734百万円</td> </tr> <tr> <td>販売諸経費</td> <td>709</td> </tr> </table>	保管発送費	2,734百万円	販売諸経費	709																																								
保管発送費	1,259百万円																																																					
販売諸経費	318																																																					
保管発送費	1,397百万円																																																					
販売諸経費	348																																																					
保管発送費	2,734百万円																																																					
販売諸経費	709																																																					
<p>2 一般管理費のうち、主な費目は次のとおりである。</p>	<p>2 一般管理費のうち、主な費目は次のとおりである。</p>	<p>2 一般管理費のうち、主な費目は次のとおりである。</p>																																																				
<table border="0"> <tr> <td>給与諸手当</td> <td>1,028百万円</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金繰入額</td> <td>45</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td>69</td> </tr> <tr> <td>役員退職慰労引当金繰入額</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td>減価償却費</td> <td>38</td> </tr> <tr> <td>研究開発費</td> <td>620</td> </tr> <tr> <td>賃借料</td> <td>365</td> </tr> <tr> <td>連結調整勘定償却額</td> <td>170</td> </tr> </table>	給与諸手当	1,028百万円	賞与引当金繰入額	45	退職給付費用	69	役員退職慰労引当金繰入額	28	減価償却費	38	研究開発費	620	賃借料	365	連結調整勘定償却額	170	<table border="0"> <tr> <td>給与諸手当</td> <td>1,202百万円</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金繰入額</td> <td>56</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td>66</td> </tr> <tr> <td>役員退職慰労引当金繰入額</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td>減価償却費</td> <td>32</td> </tr> <tr> <td>研究開発費</td> <td>646</td> </tr> <tr> <td>賃借料</td> <td>364</td> </tr> <tr> <td>貸倒引当金繰入額</td> <td>17</td> </tr> <tr> <td>連結調整勘定償却額</td> <td>19</td> </tr> </table>	給与諸手当	1,202百万円	賞与引当金繰入額	56	退職給付費用	66	役員退職慰労引当金繰入額	28	減価償却費	32	研究開発費	646	賃借料	364	貸倒引当金繰入額	17	連結調整勘定償却額	19	<table border="0"> <tr> <td>給与諸手当</td> <td>2,218百万円</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金繰入額</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td>138</td> </tr> <tr> <td>役員退職慰労引当金繰入額</td> <td>60</td> </tr> <tr> <td>減価償却費</td> <td>78</td> </tr> <tr> <td>研究開発費</td> <td>1,325</td> </tr> <tr> <td>賃借料</td> <td>750</td> </tr> <tr> <td>貸倒引当金繰入額</td> <td>142</td> </tr> <tr> <td>連結調整勘定償却額</td> <td>170</td> </tr> </table>	給与諸手当	2,218百万円	賞与引当金繰入額	50	退職給付費用	138	役員退職慰労引当金繰入額	60	減価償却費	78	研究開発費	1,325	賃借料	750	貸倒引当金繰入額	142	連結調整勘定償却額	170
給与諸手当	1,028百万円																																																					
賞与引当金繰入額	45																																																					
退職給付費用	69																																																					
役員退職慰労引当金繰入額	28																																																					
減価償却費	38																																																					
研究開発費	620																																																					
賃借料	365																																																					
連結調整勘定償却額	170																																																					
給与諸手当	1,202百万円																																																					
賞与引当金繰入額	56																																																					
退職給付費用	66																																																					
役員退職慰労引当金繰入額	28																																																					
減価償却費	32																																																					
研究開発費	646																																																					
賃借料	364																																																					
貸倒引当金繰入額	17																																																					
連結調整勘定償却額	19																																																					
給与諸手当	2,218百万円																																																					
賞与引当金繰入額	50																																																					
退職給付費用	138																																																					
役員退職慰労引当金繰入額	60																																																					
減価償却費	78																																																					
研究開発費	1,325																																																					
賃借料	750																																																					
貸倒引当金繰入額	142																																																					
連結調整勘定償却額	170																																																					
<p>3 欧州連合（EU）の欧州委員会へ差し入れている仮納付金に係る為替換算差益である。</p>	<p>3 欧州連合（EU）の欧州委員会へ差し入れている仮納付金に係る為替換算差損である。</p>	<p>3 欧州連合（EU）の欧州委員会へ差し入れている仮納付金に係る為替換算差益である。</p>																																																				
	<p>4 欧州委員会による人造黒鉛電極の販売に関する課徴金である。</p> <p>当社は平成13年7月18日、欧州連合（EU）の欧州委員会から、人造黒鉛電極の販売で価格カルテルに参加していたとして、2,450万ユーロ（3,210百万円）の課徴金の支払命令を受けた。これに対し、当社は、仮納付金を差入れの上、平成13年10月1日付で欧州裁判所に不服申し立ての手続きを取っていたが、平成16年4月29日、課徴金を1,227万6千ユーロ（1,608百万円）に減額する第一審判決が下され、平成16年7月14日にその判決が確定したことから、当中間期の損失として計上したものである。</p> <p>なお、投資その他の資産の「その他」に含めて計上していた仮納付金3,210百万円については、判決確定に伴い全額取り崩し、還付予定の1,222万4千ユーロ（1,602百万円）を流動資産の「その他」に含めて計上している。</p>																																																					
	<p>5 固定資産売却損の内訳</p> <table border="0"> <tr> <td>建物及び構築物</td> <td>857百万円</td> </tr> <tr> <td>機械装置及び運搬具</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>土地</td> <td>123</td> </tr> <tr> <td>有形固定資産その他</td> <td>11</td> </tr> </table>	建物及び構築物	857百万円	機械装置及び運搬具	4	土地	123	有形固定資産その他	11																																													
建物及び構築物	857百万円																																																					
機械装置及び運搬具	4																																																					
土地	123																																																					
有形固定資産その他	11																																																					

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成15年1月1日 至 平成15年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成16年1月1日 至 平成16年6月30日)	前連結会計年度 (自 平成15年1月1日 至 平成15年12月31日)																								
<p>1 現金及び現金同等物の中間連結会計期間末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている金額との関係 (平成15年6月30日現在)</p> <table border="1"> <tr> <td>現金及び預金勘定</td> <td>10,825百万円</td> </tr> <tr> <td>預入期間が3ヶ月を越える定期預金</td> <td>201</td> </tr> <tr> <td>契約期間が3ヶ月以内の現先(流動資産その他)</td> <td>4,999</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td>15,623</td> </tr> </table>	現金及び預金勘定	10,825百万円	預入期間が3ヶ月を越える定期預金	201	契約期間が3ヶ月以内の現先(流動資産その他)	4,999	現金及び現金同等物	15,623	<p>1 現金及び現金同等物の中間連結会計期間末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている金額との関係 (平成16年6月30日現在)</p> <table border="1"> <tr> <td>現金及び預金勘定</td> <td>11,910百万円</td> </tr> <tr> <td>預入期間が3ヶ月を越える定期預金</td> <td>131</td> </tr> <tr> <td>契約期間が3ヶ月以内の現先(流動資産その他)</td> <td>5,999</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td>17,778</td> </tr> </table>	現金及び預金勘定	11,910百万円	預入期間が3ヶ月を越える定期預金	131	契約期間が3ヶ月以内の現先(流動資産その他)	5,999	現金及び現金同等物	17,778	<p>1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている金額との関係 (平成15年12月31日現在)</p> <table border="1"> <tr> <td>現金及び預金勘定</td> <td>11,027百万円</td> </tr> <tr> <td>預入期間が3ヶ月を越える定期預金</td> <td>245</td> </tr> <tr> <td>契約期間が3ヶ月以内の現先(短期貸付金)</td> <td>5,999</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td>16,781</td> </tr> </table>	現金及び預金勘定	11,027百万円	預入期間が3ヶ月を越える定期預金	245	契約期間が3ヶ月以内の現先(短期貸付金)	5,999	現金及び現金同等物	16,781
現金及び預金勘定	10,825百万円																									
預入期間が3ヶ月を越える定期預金	201																									
契約期間が3ヶ月以内の現先(流動資産その他)	4,999																									
現金及び現金同等物	15,623																									
現金及び預金勘定	11,910百万円																									
預入期間が3ヶ月を越える定期預金	131																									
契約期間が3ヶ月以内の現先(流動資産その他)	5,999																									
現金及び現金同等物	17,778																									
現金及び預金勘定	11,027百万円																									
預入期間が3ヶ月を越える定期預金	245																									
契約期間が3ヶ月以内の現先(短期貸付金)	5,999																									
現金及び現金同等物	16,781																									
<p>2 欧州連合(EU)の欧州委員会へ差し入れている仮納付金に係る為替換算差益である。</p>	<p>2 欧州連合(EU)の欧州委員会へ差し入れている仮納付金に係る為替換算差損である。</p>	<p>2 欧州連合(EU)の欧州委員会へ差し入れている仮納付金に係る為替換算差益である。</p>																								

[次へ](#)

(リース取引関係)

前中間連結会計期間 (自 平成15年1月1日 至 平成15年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成16年1月1日 至 平成16年6月30日)	前連結会計年度 (自 平成15年1月1日 至 平成15年12月31日)																																																																														
<p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (借主側)</p> <p>(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">取得価額相当額 (百万円)</th> <th style="text-align: center;">減価償却累計額相当額 (百万円)</th> <th style="text-align: center;">中間期末残高相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械装置及び運搬具</td> <td style="text-align: center;">18</td> <td style="text-align: center;">8</td> <td style="text-align: center;">9</td> </tr> <tr> <td>有形固定資産その他 (工具器具備品)</td> <td style="text-align: center;">52</td> <td style="text-align: center;">45</td> <td style="text-align: center;">7</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: center;">71</td> <td style="text-align: center;">54</td> <td style="text-align: center;">17</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 取得価額相当額の算定は、未経過リース料中間期末残高が有形固定資産の中間期末残高等に占める割合が低いため、中間連結財務諸表規則第15条において準用する財務諸表等規則第8条の6の規定に基づき、支払利子込み法によっている。</p> <p>(2) 未経過リース料中間期末残高相当額</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 60%;">1年内</td> <td style="text-align: right;">9百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">7</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">17</td> </tr> </table> <p>(注) 未経過リース料中間期末残高相当額の算定は、未経過リース料中間期末残高が有形固定資産の中間期末残高等に占める割合が低いため、中間連結財務諸表規則第15条において準用する財務諸表等規則第8条の6の規定に基づき、支払利子込み法によっている。</p> <p>(3) 支払リース料及び減価償却費相当額</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 60%;">支払リース料</td> <td style="text-align: right;">6百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td style="text-align: right;">6</td> </tr> </table> <p>(4) 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。</p>		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)	機械装置及び運搬具	18	8	9	有形固定資産その他 (工具器具備品)	52	45	7	計	71	54	17	1年内	9百万円	1年超	7	合計	17	支払リース料	6百万円	減価償却費相当額	6	<p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (借主側)</p> <p>(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">取得価額相当額 (百万円)</th> <th style="text-align: center;">減価償却累計額相当額 (百万円)</th> <th style="text-align: center;">中間期末残高相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械装置及び運搬具</td> <td style="text-align: center;">13</td> <td style="text-align: center;">8</td> <td style="text-align: center;">4</td> </tr> <tr> <td>有形固定資産その他 (工具器具備品)</td> <td style="text-align: center;">30</td> <td style="text-align: center;">12</td> <td style="text-align: center;">17</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: center;">43</td> <td style="text-align: center;">21</td> <td style="text-align: center;">22</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 同左</p> <p>(2) 未経過リース料中間期末残高相当額</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 60%;">1年内</td> <td style="text-align: right;">7百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">15</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">22</td> </tr> </table> <p>(注) 同左</p> <p>(3) 支払リース料及び減価償却費相当額</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 60%;">支払リース料</td> <td style="text-align: right;">4百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td style="text-align: right;">4</td> </tr> </table> <p>(4) 減価償却費相当額の算定方法 同左</p>		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)	機械装置及び運搬具	13	8	4	有形固定資産その他 (工具器具備品)	30	12	17	計	43	21	22	1年内	7百万円	1年超	15	合計	22	支払リース料	4百万円	減価償却費相当額	4	<p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (借主側)</p> <p>(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">取得価額相当額 (百万円)</th> <th style="text-align: center;">減価償却累計額相当額 (百万円)</th> <th style="text-align: center;">期末残高相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械装置及び運搬具</td> <td style="text-align: center;">13</td> <td style="text-align: center;">7</td> <td style="text-align: center;">6</td> </tr> <tr> <td>有形固定資産その他 (工具器具備品)</td> <td style="text-align: center;">24</td> <td style="text-align: center;">16</td> <td style="text-align: center;">7</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: center;">37</td> <td style="text-align: center;">23</td> <td style="text-align: center;">13</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 取得価額相当額の算定は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、連結財務諸表規則第15条の3において準用する財務諸表等規則第8条の6第2項の規定に基づき、支払利子込み法によっている。</p> <p>(2) 未経過リース料期末残高相当額</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 60%;">1年内</td> <td style="text-align: right;">5百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">8</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">13</td> </tr> </table> <p>(注) 未経過リース料期末残高相当額の算定は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、連結財務諸表規則第15条の3において準用する財務諸表等規則第8条の6第2項の規定に基づき、支払利子込み法によっている。</p> <p>(3) 支払リース料及び減価償却費相当額</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 60%;">支払リース料</td> <td style="text-align: right;">10百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td style="text-align: right;">10</td> </tr> </table> <p>(4) 減価償却費相当額の算定方法 同左</p>		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)	機械装置及び運搬具	13	7	6	有形固定資産その他 (工具器具備品)	24	16	7	計	37	23	13	1年内	5百万円	1年超	8	合計	13	支払リース料	10百万円	減価償却費相当額	10
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)																																																																													
機械装置及び運搬具	18	8	9																																																																													
有形固定資産その他 (工具器具備品)	52	45	7																																																																													
計	71	54	17																																																																													
1年内	9百万円																																																																															
1年超	7																																																																															
合計	17																																																																															
支払リース料	6百万円																																																																															
減価償却費相当額	6																																																																															
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)																																																																													
機械装置及び運搬具	13	8	4																																																																													
有形固定資産その他 (工具器具備品)	30	12	17																																																																													
計	43	21	22																																																																													
1年内	7百万円																																																																															
1年超	15																																																																															
合計	22																																																																															
支払リース料	4百万円																																																																															
減価償却費相当額	4																																																																															
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)																																																																													
機械装置及び運搬具	13	7	6																																																																													
有形固定資産その他 (工具器具備品)	24	16	7																																																																													
計	37	23	13																																																																													
1年内	5百万円																																																																															
1年超	8																																																																															
合計	13																																																																															
支払リース料	10百万円																																																																															
減価償却費相当額	10																																																																															

前中間連結会計期間 (自 平成15年 1月 1日 至 平成15年 6月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成16年 1月 1日 至 平成16年 6月30日)	前連結会計年度 (自 平成15年 1月 1日 至 平成15年12月31日)																																																																																																																		
<p>(貸主側)</p> <p>(1) リース物件の取得価額、減価償却累計額及び中間期末残高</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">取得価額 (百万円)</th> <th style="text-align: center;">減価償却累計額 (百万円)</th> <th style="text-align: center;">中間期末残高 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械装置及び運搬具</td> <td style="text-align: center;">81</td> <td style="text-align: center;">47</td> <td style="text-align: center;">33</td> </tr> <tr> <td>有形固定資産その他 (工具器具備品)</td> <td style="text-align: center;">26</td> <td style="text-align: center;">18</td> <td style="text-align: center;">7</td> </tr> <tr> <td>ソフトウェア</td> <td style="text-align: center;">35</td> <td style="text-align: center;">31</td> <td style="text-align: center;">4</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: center;">143</td> <td style="text-align: center;">97</td> <td style="text-align: center;">45</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 未経過リース料中間期末残高相当額</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 80%;">1年内</td> <td style="text-align: right;">27百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">23</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合計</td> <td style="text-align: right;">50</td> </tr> </table> <p>(注) 未経過リース料中間期末残高相当額の算定は、未経過リース料中間期末残高及び見積残存価額の残高の合計額が営業債権の中間期末残高等に占める割合が低いため、中間連結財務諸表規則第15条において準用する財務諸表等規則第8条の6の規定に基づき、受取利子込み法によっている。</p> <p>(3) 受取リース料及び減価償却費</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 80%;">受取リース料</td> <td style="text-align: right;">19百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費</td> <td style="text-align: right;">17</td> </tr> </table> <p>2 オペレーティング・リース取引 (借主側)</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td colspan="2">未経過リース料</td> </tr> <tr> <td style="width: 80%;">1年内</td> <td style="text-align: right;">3百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">2</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合計</td> <td style="text-align: right;">5</td> </tr> </table>		取得価額 (百万円)	減価償却累計額 (百万円)	中間期末残高 (百万円)	機械装置及び運搬具	81	47	33	有形固定資産その他 (工具器具備品)	26	18	7	ソフトウェア	35	31	4	計	143	97	45	1年内	27百万円	1年超	23	合計	50	受取リース料	19百万円	減価償却費	17	未経過リース料		1年内	3百万円	1年超	2	合計	5	<p>(貸主側)</p> <p>(1) リース物件の取得価額、減価償却累計額及び中間期末残高</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">取得価額 (百万円)</th> <th style="text-align: center;">減価償却累計額 (百万円)</th> <th style="text-align: center;">中間期末残高 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械装置及び運搬具</td> <td style="text-align: center;">89</td> <td style="text-align: center;">69</td> <td style="text-align: center;">20</td> </tr> <tr> <td>有形固定資産その他 (工具器具備品)</td> <td style="text-align: center;">17</td> <td style="text-align: center;">9</td> <td style="text-align: center;">7</td> </tr> <tr> <td>ソフトウェア</td> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: center;">0</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: center;">110</td> <td style="text-align: center;">81</td> <td style="text-align: center;">28</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 未経過リース料中間期末残高相当額</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 80%;">1年内</td> <td style="text-align: right;">18百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">13</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合計</td> <td style="text-align: right;">31</td> </tr> </table> <p>(注) 同左</p> <p>(3) 受取リース料及び減価償却費</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 80%;">受取リース料</td> <td style="text-align: right;">12百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費</td> <td style="text-align: right;">11</td> </tr> </table> <p>2 オペレーティング・リース取引 (借主側)</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td colspan="2">未経過リース料</td> </tr> <tr> <td style="width: 80%;">1年内</td> <td style="text-align: right;">1百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合計</td> <td style="text-align: right;">1</td> </tr> </table>		取得価額 (百万円)	減価償却累計額 (百万円)	中間期末残高 (百万円)	機械装置及び運搬具	89	69	20	有形固定資産その他 (工具器具備品)	17	9	7	ソフトウェア	3	2	0	計	110	81	28	1年内	18百万円	1年超	13	合計	31	受取リース料	12百万円	減価償却費	11	未経過リース料		1年内	1百万円	1年超	-	合計	1	<p>(貸主側)</p> <p>(1) リース物件の取得価額、減価償却累計額及び期末残高</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">取得価額 (百万円)</th> <th style="text-align: center;">減価償却累計額 (百万円)</th> <th style="text-align: center;">期末残高 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械装置及び運搬具</td> <td style="text-align: center;">89</td> <td style="text-align: center;">60</td> <td style="text-align: center;">28</td> </tr> <tr> <td>有形固定資産その他 (工具器具備品)</td> <td style="text-align: center;">16</td> <td style="text-align: center;">10</td> <td style="text-align: center;">5</td> </tr> <tr> <td>ソフトウェア</td> <td style="text-align: center;">26</td> <td style="text-align: center;">25</td> <td style="text-align: center;">0</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: center;">132</td> <td style="text-align: center;">96</td> <td style="text-align: center;">35</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 未経過リース料期末残高相当額</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 80%;">1年内</td> <td style="text-align: right;">23百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">16</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合計</td> <td style="text-align: right;">39</td> </tr> </table> <p>(注) 未経過リース料期末残高相当額の算定は、未経過リース料期末残高及び見積残存価額の残高の合計額が営業債権の期末残高等に占める割合が低いいため、連結財務諸表規則第15条の3において準用する財務諸表等規則第8条の6第4項の規定に基づき、受取利子込み法によっている。</p> <p>(3) 受取リース料及び減価償却費</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 80%;">受取リース料</td> <td style="text-align: right;">35百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費</td> <td style="text-align: right;">32</td> </tr> </table> <p>2 オペレーティング・リース取引 (借主側)</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td colspan="2">未経過リース料</td> </tr> <tr> <td style="width: 80%;">1年内</td> <td style="text-align: right;">3百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: center;">0</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合計</td> <td style="text-align: right;">3</td> </tr> </table>		取得価額 (百万円)	減価償却累計額 (百万円)	期末残高 (百万円)	機械装置及び運搬具	89	60	28	有形固定資産その他 (工具器具備品)	16	10	5	ソフトウェア	26	25	0	計	132	96	35	1年内	23百万円	1年超	16	合計	39	受取リース料	35百万円	減価償却費	32	未経過リース料		1年内	3百万円	1年超	0	合計	3
	取得価額 (百万円)	減価償却累計額 (百万円)	中間期末残高 (百万円)																																																																																																																	
機械装置及び運搬具	81	47	33																																																																																																																	
有形固定資産その他 (工具器具備品)	26	18	7																																																																																																																	
ソフトウェア	35	31	4																																																																																																																	
計	143	97	45																																																																																																																	
1年内	27百万円																																																																																																																			
1年超	23																																																																																																																			
合計	50																																																																																																																			
受取リース料	19百万円																																																																																																																			
減価償却費	17																																																																																																																			
未経過リース料																																																																																																																				
1年内	3百万円																																																																																																																			
1年超	2																																																																																																																			
合計	5																																																																																																																			
	取得価額 (百万円)	減価償却累計額 (百万円)	中間期末残高 (百万円)																																																																																																																	
機械装置及び運搬具	89	69	20																																																																																																																	
有形固定資産その他 (工具器具備品)	17	9	7																																																																																																																	
ソフトウェア	3	2	0																																																																																																																	
計	110	81	28																																																																																																																	
1年内	18百万円																																																																																																																			
1年超	13																																																																																																																			
合計	31																																																																																																																			
受取リース料	12百万円																																																																																																																			
減価償却費	11																																																																																																																			
未経過リース料																																																																																																																				
1年内	1百万円																																																																																																																			
1年超	-																																																																																																																			
合計	1																																																																																																																			
	取得価額 (百万円)	減価償却累計額 (百万円)	期末残高 (百万円)																																																																																																																	
機械装置及び運搬具	89	60	28																																																																																																																	
有形固定資産その他 (工具器具備品)	16	10	5																																																																																																																	
ソフトウェア	26	25	0																																																																																																																	
計	132	96	35																																																																																																																	
1年内	23百万円																																																																																																																			
1年超	16																																																																																																																			
合計	39																																																																																																																			
受取リース料	35百万円																																																																																																																			
減価償却費	32																																																																																																																			
未経過リース料																																																																																																																				
1年内	3百万円																																																																																																																			
1年超	0																																																																																																																			
合計	3																																																																																																																			

[次へ](#)

(有価証券関係)

前中間連結会計期間(平成15年6月30日現在)

1 その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	差額(百万円)
(1) 株式	7,484	17,341	9,856
(2) 債券	40	40	0
(3) その他	11	6	5
合計	7,536	17,388	9,851

(注) 下落率が30%~50%未満の株式については、当社グループの判定基準に従って、回復可能性がないと判断したものについては減損処理を行うこととしている。

2 時価評価されていない有価証券の主な内容及び中間連結貸借対照表計上額

	中間連結貸借対照表計上額(百万円)
(1) 関連会社株式	889
(2) 子会社株式	20
(3) その他有価証券	
非上場株式(店頭売買株式を除く)	278
その他	3
合計	1,191

当中間連結会計期間(平成16年6月30日現在)

1 その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	差額(百万円)
(1) 株式	7,350	26,650	19,299
(2) 債券	-	-	-
(3) その他	11	8	3
合計	7,361	26,658	19,296

(注) 下落率が30%~50%未満の株式については、当社グループの判定基準に従って、回復可能性がないと判断したものについては減損処理を行うこととしている。

2 時価評価されていない有価証券の主な内容及び中間連結貸借対照表計上額

	中間連結貸借対照表計上額(百万円)
(1) 関連会社株式	390
(2) 子会社株式	20
(3) その他有価証券	
非上場株式(店頭売買株式を除く)	277
その他	3
合計	691

前連結会計年度（平成15年12月31日現在）

1 その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価（百万円）	連結貸借対照表計上額 （百万円）	差額（百万円）
(1) 株式	7,449	22,139	14,689
(2) 債券	-	-	-
(3) その他	11	7	4
合計	7,461	22,146	14,685

（注） 下落率が30%～50%未満の株式については、当社グループの判定基準に従って、回復可能性がないと判断したものについては減損処理を行うこととしている。

2 時価評価されていない有価証券の主な内容及び連結貸借対照表計上額

	連結貸借対照表計上額（百万円）
(1) 関連会社株式	415
(2) 子会社株式	20
(3) その他有価証券	
非上場株式（店頭売買株式を除く）	278
その他	3
合計	716

（デリバティブ取引関係）

前中間連結会計期間（平成15年6月30日現在）

デリバティブ取引については、中間連結決算日において、ヘッジ会計を適用しているため、注記の対象となるものはない。

当中間連結会計期間（平成16年6月30日現在）

デリバティブ取引については、中間連結決算日において、ヘッジ会計を適用しているため、注記の対象となるものはない。

前連結会計年度（平成15年12月31日現在）

デリバティブ取引については、連結決算日において、ヘッジ会計を適用しているため、注記の対象となるものはない。

## (セグメント情報)

## 【事業の種類別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成15年1月1日 至 平成15年6月30日)

	炭素製品 (百万円)	工業炉及び 関連製品 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全 社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高及び営業損益						
売上高						
(1) 外部顧客に対する売上高	25,815	861	1,734	28,410	-	28,410
(2) セグメント間の内部売上 高又は振替高	19	18	450	489	(489)	-
計	25,834	879	2,185	28,900	(489)	28,410
営業費用	23,367	881	1,906	26,155	(476)	25,679
営業利益(又は営業損失)	2,467	2	279	2,744	(12)	2,731

当中間連結会計期間(自 平成16年1月1日 至 平成16年6月30日)

	炭素製品 (百万円)	工業炉及び 関連製品 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全 社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高及び営業損益						
売上高						
(1) 外部顧客に対する売上高	28,336	3,804	415	32,555	-	32,555
(2) セグメント間の内部売上 高又は振替高	302	15	448	765	(765)	-
計	28,638	3,820	863	33,321	(765)	32,555
営業費用	24,743	3,371	744	28,859	(693)	28,166
営業利益	3,894	448	118	4,461	(72)	4,389

前連結会計年度（自 平成15年 1月 1日 至 平成15年12月31日）

	炭素製品 (百万円)	工業炉及び 関連製品 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全 社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高及び営業損益						
売上高						
(1) 外部顧客に対する売上高	54,087	4,545	1,220	59,852	-	59,852
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	72	51	919	1,043	(1,043)	-
計	54,160	4,596	2,139	60,896	(1,043)	59,852
営業費用	48,533	4,369	1,744	54,647	(949)	53,697
営業利益	5,626	227	394	6,249	(93)	6,155

(注) 1 事業区分の方法

従来用いている売上集計区分に基づき、製品の性質、製造方法、使用目的等の類似性を考慮して区分している。

前連結会計年度より、従来「その他事業」に含めていた炭化けい素発熱体事業及びセラミック抵抗器事業を「工業炉及び関連製品事業」に統合して表示することとした。

この変更は、従来の「工業炉及び関連製品事業」の売上高減少に伴い区分集計の必要性が乏しくなってきたことから、事業の種類別セグメントに関する内部管理上の事業区分見直しを行い、事業の関連性の高い炭化けい素発熱体事業及びセラミック抵抗器事業と統合して表示し、事業の種類別セグメント情報の有用性を高めるために行ったものである。なお、当該変更は内部管理上の事業区分見直しを平成15年7月より行ったため、前連結会計年度より行っている。前中間連結会計期間において当中間連結会計期間の事業区分によった場合の事業のセグメント情報は次のとおりである。

前中間連結会計期間（自 平成15年 1月 1日 至 平成15年 6月30日）

	炭素製品 (百万円)	工業炉及び 関連製品 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全 社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高及び営業損益						
売上高						
(1) 外部顧客に対する売上高	25,815	1,976	619	28,410	-	28,410
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	19	23	447	490	(490)	-
計	25,834	1,999	1,067	28,901	(490)	28,410
営業費用	23,367	1,895	878	26,141	(462)	25,679
営業利益	2,467	103	189	2,759	(28)	2,731

2 各事業の主要な製品

事業区分	主要な製品
炭素製品	ゴム製品用カーボンブラック、電機製鋼炉用人造黒鉛電極、ファインカーボン（特殊炭素製品）、摩擦材、電機用ブラシ、トーカペイト（不浸透性黒鉛）、鉛筆用芯
工業炉及び関連製品	工業用電気炉、ガス炉、炭化けい素、アルミナ耐火物、耐火断熱煉瓦、炭化けい素発熱体、セラミック抵抗器
その他	設備機器のリース、貨物の運送、放射温度計、不動産賃貸

【所在地別セグメント情報】

前中間連結会計期間（自 平成15年 1月 1日 至 平成15年 6月30日）

	日本 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高及び営業損益					
売上高					
(1) 外部顧客に対する売上高	23,938	4,472	28,410	-	28,410
(2) セグメント間の内部売上高 又は振替高	697	68	765	(765)	-
計	24,635	4,540	29,176	(765)	28,410
営業費用	22,192	4,200	26,393	(714)	25,679
営業利益	2,442	339	2,782	(50)	2,731

当中間連結会計期間（自 平成16年 1月 1日 至 平成16年 6月30日）

	日本 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高及び営業損益					
売上高					
(1) 外部顧客に対する売上高	28,879	3,676	32,555	-	32,555
(2) セグメント間の内部売上高 又は振替高	867	97	965	(965)	-
計	29,747	3,774	33,521	(965)	32,555
営業費用	25,652	3,397	29,050	(883)	28,166
営業利益	4,094	377	4,471	(81)	4,389

前連結会計年度（自 平成15年 1月 1日 至 平成15年12月31日）

	日本 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高及び営業損益					
売上高					
(1) 外部顧客に対する売上高	51,493	8,359	59,852	-	59,852
(2) セグメント間の内部売上高 又は振替高	1,326	139	1,465	(1,465)	-
計	52,819	8,498	61,318	(1,465)	59,852
営業費用	47,374	7,713	55,087	(1,390)	53,697
営業利益	5,444	785	6,230	(74)	6,155

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっている。

- 2 「その他」に属する主な国又は地域  
タイ、中華人民共和国、北米、欧州

【海外売上高】

前中間連結会計期間（自 平成15年 1月 1日 至 平成15年 6月30日）

	アジア	その他の地域	計
海外売上高（百万円）	6,653	2,241	8,895
連結売上高（百万円）	-	-	28,410
連結売上高に占める海外売上高の割合（％）	23.4	7.9	31.3

当中間連結会計期間（自 平成16年 1月 1日 至 平成16年 6月30日）

	アジア	その他の地域	計
海外売上高（百万円）	7,112	2,849	9,962
連結売上高（百万円）	-	-	32,555
連結売上高に占める海外売上高の割合（％）	21.8	8.8	30.6

前連結会計年度（自 平成15年 1月 1日 至 平成15年12月31日）

	アジア	その他の地域	計
海外売上高（百万円）	13,088	5,986	19,075
連結売上高（百万円）	-	-	59,852
連結売上高に占める海外売上高の割合（％）	21.9	10.0	31.9

（注）1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっている。

2 各区分に属する主な国又は地域

(1) アジア……大韓民国、中華人民共和国、中華民国、タイ、インドネシア

(2) その他……北米、欧州

3 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高である。

( 1株当たり情報 )

前中間連結会計期間 (自 平成15年 1月 1日 至 平成15年 6月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成16年 1月 1日 至 平成16年 6月30日)	前連結会計年度 (自 平成15年 1月 1日 至 平成15年12月31日)
1株当たり純資産額 328.77円	1株当たり純資産額 360.72円	1株当たり純資産額 347.43円
1株当たり中間純利益 8.64円	1株当たり中間純利益 3.15円	1株当たり当期純利益 16.04円
<p>なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式がないため、記載していない。</p> <p>(追加情報) 当中間連結会計期間から「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用している。 なお、これによる影響はない。</p>	<p>同左</p>	<p>なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式がないため、記載していない。</p> <p>当連結会計年度から「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用している。なお、これによる影響は軽微である。</p>

(注) 1株当たり中間(当期)純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりである。

	前中間連結会計期間 (自 平成15年 1月 1日 至 平成15年 6月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成16年 1月 1日 至 平成16年 6月30日)	前連結会計年度 (自 平成15年 1月 1日 至 平成15年12月31日)
中間(当期)純利益(百万円)	1,759	640	3,321
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-	54
(うち利益処分による役員賞与金)	(-)	(-)	(54)
普通株式に係る中間(当期)純利益(百万円)	1,759	640	3,267
期中平均株式数(千株)	203,756	203,633	203,726

(重要な後発事象)

<p>前中間連結会計期間 (自 平成15年1月1日 至 平成15年6月30日)</p>	<p>当中間連結会計期間 (自 平成16年1月1日 至 平成16年6月30日)</p>	<p>前連結会計年度 (自 平成15年1月1日 至 平成15年12月31日)</p>
	<p>(新株予約権付社債の発行)</p> <p>当社は、平成16年7月21日開催の取締役会決議に基づき、2004年8月10日を払込期日として海外市場(スイス連邦を中心とする。)における募集を行う方法により2008年8月8日満期円貨建転換社債型新株予約権付社債を発行した。</p> <p>その概要は次のとおりである。</p> <p>1. 発行総額 10,000,000,000円</p> <p>2. 発行価額 社債額面金額の100%</p> <p>(社債額面金額 1,000,000円)</p> <p>3. 発行価格(募集価格) 社債額面金額の102.5%</p> <p>4. 払込期日 2004年8月10日(スイス時間)</p> <p>5. 償還期限 2008年8月8日(スイス時間)に社債額面金額の100%で償還</p> <p>6. 利率 本社債には、利息を付さない。</p> <p>7. 本新株予約権の目的となる株式の種類及び数</p> <p>(1) 種類 当社普通株式</p> <p>(2) 数 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を移転(以下、当社普通株式の発行又は移転を当社普通株式の「交付」と総称する。)する数は、行使請求に係る本社債の発行価額の総額を下記9(2)記載の転換価額で除した数とする。</p> <p>8. 本新株予約権の総数 10,000個</p>	<p>(子会社の設立の決議)</p> <p>当社は、平成16年2月27日開催の取締役会において、中華人民共和国天津市に現地法人を設立し、カーボンブラック工場を建設することを決定した。</p> <p>1. 設立する子会社の概要</p> <p>(1) 社名 東海炭素(天津)有限公司</p> <p>(2) 資本金 約20億円</p> <p>(3) 事業内容 カーボンブラックの製造・販売</p> <p>(4) 設立の時期 平成16年3月(予定)</p> <p>(5) 出資比率 当社80%、住友商事(株)10%、住友商事(中国)有限公司10%</p> <p>2. 設立の目的</p> <p>主として中華人民共和国内の日系、欧米系のタイヤメーカーや日系自動車用ゴム部品メーカー向けに、日本と同等のサービス体制でカーボンブラックを供給することを目的としている。また、今後の状況に応じ、インク用に代表される着色用途等の高付加価値商品の非ゴム用途市場も視野に入れていく。</p>

前中間連結会計期間 (自 平成15年 1月 1日 至 平成15年 6月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成16年 1月 1日 至 平成16年 6月30日)	前連結会計年度 (自 平成15年 1月 1日 至 平成15年12月31日)
	<p>9. 本新株予約権の行使に際して払い込むべき額</p> <p>(1) 本社債の発行価額と同額とする。</p> <p>(2) 新株予約権の行使に際して払込をなすべき1株当たりの額(転換価額)は当初510円とする。</p> <p>なお、商法第341条ノ3第1項第7号及び第8号により、本新株予約権を行使したときは、当該本新株予約権に係る本社債の全額の償還に代えて当該本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額の払込とする請求があったものとみなす。</p> <p>(3) 転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る発行価額又は処分価額で当社普通株式を発行又は処分する場合には、次の算式により調整される。なお、次の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式総数(但し、当社の保有する自己株式数を除く。)をいう。</p> <p>&lt;算式&gt;</p> $\text{調整後転換価額} = \frac{\text{調整前転換価額} \times \left( \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・1株あたりの処分株式} \times \text{発行・処分価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}} \right)}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$ <p>また、転換価額は、当社普通株式の分割・併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の発行等が行われる場合、その他一定の事由が生じた場合にも、適宜調整される。</p> <p>10. 新株予約権の行使期間 2004年8月24日から2008年7月25日まで(ロンドン時間)。</p> <p>11. 新株予約権の行使の条件 新株予約権の一部行使はできないものとする。</p>	

前中間連結会計期間 (自 平成15年1月1日 至 平成15年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成16年1月1日 至 平成16年6月30日)	前連結会計年度 (自 平成15年1月1日 至 平成15年12月31日)
	12. 資金の使途 借入金返済、設備投資及び投融 資等の資金に充当	

(2) 【その他】

該当事項なし。

## 2【中間財務諸表等】

### (1)【中間財務諸表】

#### 【中間貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成15年6月30日)		当中間会計期間末 (平成16年6月30日)		前事業年度の要約貸借対照表 (平成15年12月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
流動資産							
現金及び預金		4,983		4,868		4,884	
受取手形		2,678		2,643		2,914	
売掛金		12,178		13,457		13,798	
たな卸資産		11,590		10,337		10,671	
繰延税金資産		382		1,542		499	
短期貸付金		6,545		8,354		8,394	
その他		992		2,955		1,091	
貸倒引当金		16		27		18	
流動資産合計			39,335 41.2		44,132 41.8		42,236 40.9
固定資産							
有形固定資産	1 2 4						
建物		8,577		7,286		8,392	
構築物		2,489		2,339		2,486	
機械装置		6,927		6,567		6,933	
土地		7,367		7,726		7,874	
その他		1,395		1,439		1,347	
有形固定資産合計		26,757		25,359		27,035	
無形固定資産		65		58		61	
投資その他の資産							
投資有価証券		22,903		31,990		27,569	
その他	3	6,538		4,005		6,324	
貸倒引当金		23		23		23	
投資その他の資産 合計		29,418		35,972		33,869	
固定資産合計			56,242 58.8		61,389 58.2		60,966 59.1
資産合計			95,577 100.0		105,522 100.0		103,202 100.0

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成15年6月30日)		当中間会計期間末 (平成16年6月30日)		前事業年度の要約貸借対照表 (平成15年12月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(負債の部)							
流動負債							
支払手形		1,207		1,467		1,456	
買掛金		4,776		4,591		5,459	
短期借入金	2	15,660		15,450		15,450	
未払法人税等		1,056		1,276		1,809	
賞与引当金		98		121		99	
訴訟損失引当金	3	-		457		-	
その他		2,297		2,231		3,153	
流動負債合計			25,096 26.3		25,595 24.3		27,428 26.6
固定負債							
繰延税金負債		5,331		8,865		7,123	
役員退職慰労引当金		161		187		184	
その他		548		569		568	
固定負債合計			6,041 6.3		9,622 9.1		7,875 7.6
負債合計			31,138 32.6		35,218 33.4		35,304 34.2
(資本の部)							
資本金			15,436 16.1		15,436 14.6		15,436 15.0
資本剰余金							
資本準備金		10,873		10,873		10,873	
その他資本剰余金		-		0		-	
資本剰余金合計			10,873 11.4		10,873 10.3		10,873 10.5
利益剰余金							
利益準備金		2,864		2,864		2,864	
任意積立金		26,892		28,208		26,892	
中間(当期)未処分利益		2,809		1,867		3,466	
利益剰余金合計			32,566 34.1		32,939 31.2		33,223 32.2
その他有価証券評価差額金			5,630 5.9		11,165 10.6		8,452 8.2
自己株式			67 0.1		111 0.1		87 0.1
資本合計			64,439 67.4		70,304 66.6		67,898 65.8
負債資本合計			95,577 100.0		105,522 100.0		103,202 100.0

【中間損益計算書】

区分	注記 番号	前中間会計期間 (自 平成15年 1月 1日 至 平成15年 6月30日)		当中間会計期間 (自 平成16年 1月 1日 至 平成16年 6月30日)		前事業年度の要約損益計算書 (自 平成15年 1月 1日 至 平成15年12月31日)				
		金額 (百万円)	百分比 (%)	金額 (百万円)	百分比 (%)	金額 (百万円)	百分比 (%)			
売上高			22,035	100.0		23,783	100.0		45,852	100.0
売上原価			16,272	73.9		17,117	72.0		33,900	73.9
売上総利益			5,762	26.1		6,666	28.0		11,952	26.1
販売費及び一般管理費			3,549	16.1		3,706	15.6		7,368	16.1
営業利益			2,213	10.0		2,960	12.4		4,584	10.0
営業外収益	1		446	2.0		735	3.1		671	1.5
営業外費用	2		321	1.4		361	1.5		1,077	2.4
経常利益			2,338	10.6		3,334	14.0		4,177	9.1
特別利益	3		442	2.0		249	1.1		543	1.2
特別損失	4		10	0.0		3,142	13.2		70	0.2
税引前中間(当期)純利益			2,769	12.6		441	1.9		4,651	10.1
法人税、住民税及び事業税		1,097			1,296			2,019		
法人税等調整額		41	1,055	4.8	1,109	186	0.8	248	1,770	3.8
中間(当期)純利益			1,714	7.8		255	1.1		2,880	6.3
前期繰越利益			1,094			1,611			1,094	
中間配当額			-			-			509	
中間(当期)未処分利益			2,809			1,867			3,466	

[次へ](#)

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

項目	前中間会計期間 (自 平成15年 1月 1日 至 平成15年 6月30日)	当中間会計期間 (自 平成16年 1月 1日 至 平成16年 6月30日)	前事業年度 (自 平成15年 1月 1日 至 平成15年12月31日)
1 資産の評価 基準及び評 価方法	<p>(1) たな卸資産 月別総平均法による原価法</p> <p>(2) 有価証券 子会社株式及び関連会社株式 .....移動平均法による原価法 その他有価証券 時価のあるもの .....中間期末日の市場価格等に基 づく時価法(評価差額は全部 資本直入法により処理し、売 却原価は移動平均法により算 定)</p> <p>時価のないもの .....移動平均法による原価法</p> <p>(3) デリバティブ .....時価法</p>	<p>(1) たな卸資産 同左</p> <p>(2) 有価証券 同左</p> <p>(3) デリバティブ 同左</p>	<p>(1) たな卸資産 同左</p> <p>(2) 有価証券 子会社株式及び関連会社株式 .....移動平均法による原価法 その他有価証券 時価のあるもの .....期末日の市場価格等に基づく 時価法(評価差額は全部資本 直入法により処理し、売却原 価は移動平均法により算定)</p> <p>時価のないもの .....移動平均法による原価法</p> <p>(3) デリバティブ 同左</p>
2 固定資産の 減価償却の 方法	<p>(1) 有形固定資産 定率法によっている。 ただし、平成10年 4月 1日以後新 規取得の建物(建物付属設備を除 く)については定額法によってい る。 なお、主な耐用年数は、以下のと おりである。 建物 3～50年 構築物 2～60年 機械及び装置 2～22年</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法によっている。 なお、自社利用のソフトウェアに ついては、社内における利用可能期 間(5年)に基づく定額法によっ ている。</p>	<p>(1) 有形固定資産 同左</p> <p>(2) 無形固定資産 同左</p>	<p>(1) 有形固定資産 同左</p> <p>(2) 無形固定資産 同左</p>
3 引当金の計 上基準	<p>(1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備える ため、一般債権については貸倒実績 率により、貸倒懸念債権等特定の債 権については個別に回収可能性を検 討し、回収不能見込額を計上してい る。</p>	<p>(1) 貸倒引当金 同左</p> <p>(2) 訴訟損失引当金 係争中の訴訟に係る損失に備える ため、その経過等の状況に基づき合 理的に見積もった損失負担見込額を 計上している。</p>	<p>(1) 貸倒引当金 同左</p>

項目	前中間会計期間 (自 平成15年 1月 1日 至 平成15年 6月30日)	当中間会計期間 (自 平成16年 1月 1日 至 平成16年 6月30日)	前事業年度 (自 平成15年 1月 1日 至 平成15年12月31日)
	<p>(3) 賞与引当金 従業員の賞与の支払いに備えるため、支給見込額のうち当中間会計期間に負担すべき額を計上している。</p> <p>(4) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上している。 数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌期より費用処理している。</p> <p>(5) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労金の支給にあてるため、役員退職慰労金の内規に基づく中間会計期間末要支給額を計上している。</p>	<p>(3) 賞与引当金 同左</p> <p>(4) 退職給付引当金 同左</p> <p>(5) 役員退職慰労引当金 同左</p>	<p>(3) 賞与引当金 従業員の賞与の支払いに備えるため、支給見込額のうち当期に負担すべき額を計上している。</p> <p>(4) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上している。 数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌期より費用処理することとしている。</p> <p>(5) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労金の支給にあてるため、役員退職慰労金の内規に基づく期末要支給額を計上している。</p>
4 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、中間期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理している。	同左	外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理している。
5 リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。	同左	同左
6 ヘッジ会計の方法	<p>(1) ヘッジ会計の方法 原則として繰延ヘッジ処理によっている。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理によっている。</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象 当中間会計期間にヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下のとおりである。 a ヘッジ手段 .....為替予約 b ヘッジ対象 .....製品輸出による外貨建売上債権及び外貨建予定取引</p>	<p>(1) ヘッジ会計の方法 同左</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象 同左</p>	<p>(1) ヘッジ会計の方法 同左</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象 当期にヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下のとおりである。 a ヘッジ手段 .....為替予約 b ヘッジ対象 .....製品輸出による外貨建売上債権及び外貨建予定取引</p>

項目	前中間会計期間 (自 平成15年 1月 1日 至 平成15年 6月30日)	当中間会計期間 (自 平成16年 1月 1日 至 平成16年 6月30日)	前事業年度 (自 平成15年 1月 1日 至 平成15年12月31日)
	<p>(3) ヘッジ方針 デリバティブ取引に関する権限規定及び取引限度額等を定めた内部規定に基づき、ヘッジ対象に係る為替相場変動リスクを一定の範囲内でヘッジしている。</p> <p>(4) ヘッジ有効性の評価方法 ヘッジ対象の相場変動またはキャッシュ・フロー変動とヘッジ手段の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の間に高い相関関係があることを確認し、有効性の評価方法としている。</p>	<p>(3) ヘッジ方針 同左</p> <p>(4) ヘッジ有効性の評価方法 同左</p>	<p>(3) ヘッジ方針 同左</p> <p>(4) ヘッジ有効性の評価方法 同左</p>
7 その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>(1) 消費税等の会計処理 税抜方式によっている。 なお、仮払消費税等と仮受消費税等は相殺のうえ、流動負債の「その他」に含めて表示している。</p> <p>(2) 利益処分方式による諸準備金等の処理方法 中間会計期間に係る納付税額及び法人税等調整額は、当期において予定している利益処分による固定資産圧縮積立金及び特別償却準備金の積立て及び取崩しを前提として、当中間会計期間に係る金額を計算している。</p>	<p>(1) 消費税等の会計処理 同左</p> <p>(2) 利益処分方式による諸準備金等の処理方法 同左</p>	<p>(1) 消費税等の会計処理 税抜方式によっている。</p> <p>(2) 自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準 当事業年度から「自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準」(企業会計基準第1号)を適用している。これによる当事業年度の損益に与える影響はない。 なお、財務諸表等規則の改正により、当事業年度における貸借対照表の資本の部については、改正後の財務諸表等規則により作成している。</p> <p>(3) 1株当たり情報 当事業年度から「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用している。なお、これによる影響は軽微である。</p>

会計処理方法の変更

<p>前中間会計期間 (自 平成15年1月1日 至 平成15年6月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成16年1月1日 至 平成16年6月30日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成15年1月1日 至 平成15年12月31日)</p>
<p>当社は、欧州連合（EU）の欧州委員会から、人造黒鉛電極、等方性黒鉛の販売で価格カルテルに参加していたとして、総額3,147万ユーロ（4,308百万円）の課徴金の支払命令を受けた。これに対し、当社は、同額の仮納付金を差入れの上、欧州裁判所に不服申し立ての手続きを取っている。</p> <p>この仮納付金に係る為替換算差損益については、従来、営業外損益の部に計上していたが当中間会計期間より特別損益の部に計上することに変更した。</p> <p>この変更は、平成13年に差入れた人造黒鉛電極に対する仮納付金に加え、当中間会計期間に等方性黒鉛に対する仮納付金を差入れたこと及び、ユーロの対円レートが大幅に円安になったことにより、仮納付金に係る為替換算差損益が増大していること、仮納付金は経常取引以外の債権であることにより、変更を行ったものである。</p> <p>この変更により、当中間会計期間に発生した仮納付金に係る為替換算差益352百万円は特別利益に計上している。この結果従来と同一の方法を採用した場合と比べ、経常利益は352百万円減少しているが、税引前中間純利益に与える影響はない。</p>		<p>当社は、欧州連合（EU）の欧州委員会から、人造黒鉛電極、等方性黒鉛の販売で価格カルテルに参加していたとして、総額3,147万ユーロ（4,208百万円）の課徴金の支払命令を受けた。これに対し、当社は、同額の仮納付金を差入れの上、欧州裁判所に不服申し立ての手続きを取っている。</p> <p>この仮納付金に係る為替換算差損益については、従来、営業外損益の部に計上していたが、当事業年度より特別損益の部に計上することに変更した。</p> <p>この変更は、平成13年に差入れた人造黒鉛電極に対する仮納付金に加え、当事業年度に等方性黒鉛に対する仮納付金を差入れたこと及び、ユーロの対円レートが大幅に円安になったことにより、仮納付金に係る為替換算差損益が増大していること、仮納付金は経常取引以外の取引から発生した債権であることにより、変更を行ったものである。</p> <p>この変更により、当事業年度に発生した仮納付金に係る為替換算差益239百万円は特別利益に計上している。この結果従来と同一の方法を採用した場合と比べ、経常利益は239百万円減少しているが、税引前当期純利益に与える影響はない。</p>

## 表示方法の変更

前中間会計期間 (自 平成15年 1月 1日 至 平成15年 6月30日)	当中間会計期間 (自 平成16年 1月 1日 至 平成16年 6月30日)
<p>(中間貸借対照表)</p> <p>前中間会計期間において流動資産の「その他」に含めて表示していた「短期貸付金」(前中間会計期間1,241百万円)については、資産総額の100分の5超となったため、当中間会計期間より区分掲記している。</p>	

## 追加情報

前中間会計期間 (自 平成15年 1月 1日 至 平成15年 6月30日)	当中間会計期間 (自 平成16年 1月 1日 至 平成16年 6月30日)	前事業年度 (自 平成15年 1月 1日 至 平成15年12月31日)
<p>(自己株式及び法定準備金取崩等会計)</p> <p>当中間会計期間から「自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準」(企業会計基準第1号)を適用している。これによる当中間会計期間の損益に与える影響はない。</p> <p>なお、中間財務諸表等規則の改正により、当中間会計期間末における中間貸借対照表の資本の部については、改正後の中間財務諸表等規則により作成している。</p>		

[次へ](#)

注記事項

( 中間貸借対照表関係 )

前中間会計期間末 (平成15年6月30日)	当中間会計期間末 (平成16年6月30日)	前事業年度末 (平成15年12月31日)
1 有形固定資産の減価償却累計額 84,671百万円	1 有形固定資産の減価償却累計額 84,793百万円	1 有形固定資産の減価償却累計額 85,463百万円
2 担保資産 (担保提供資産簿価)	2 担保資産 (担保提供資産簿価)	2 担保資産 (担保提供資産簿価)
財団組成の有形固定資産 5,762百万円	財団組成の有形固定資産 5,557百万円	財団組成の有形固定資産 5,713百万円
(債務)	(債務)	(債務)
短期借入金 1,403百万円	短期借入金 1,403百万円	短期借入金 1,403百万円

前中間会計期間末 (平成15年6月30日)	当中間会計期間末 (平成16年6月30日)	前事業年度末 (平成15年12月31日)																																																						
<p>3 偶発債務</p> <p>(1) 銀行借入金等に対する保証債務</p> <table border="1" data-bbox="124 224 491 969"> <thead> <tr> <th>被保証者</th> <th>金額</th> <th>被保証債務の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>THAI TOKAI CARBON PRODUCT COMPANY LIMITED</td> <td>1,661百万円 (585,000千タイバーツ)</td> <td>銀行借入金</td> </tr> <tr> <td>ティー・シー・ファイナンス(株)</td> <td>820百万円</td> <td>"</td> </tr> <tr> <td>SGL TOKAI CARBON LTD. SHANGHAI</td> <td>518百万円 (4,300千米ドル) (248千中国人民元)</td> <td>"</td> </tr> <tr> <td>TOKAI CARBON U.S.A., INC.</td> <td>299百万円 (2,500千米ドル)</td> <td>"</td> </tr> <tr> <td>韓国東海カーボン(株)</td> <td>367百万円 (45千米ドル) (3,600,000千韓国ウォン)</td> <td>"</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>3,667百万円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>SGL TOKAI CARBON LTD. SHANGHAIの保証債務のうち、他社の債務保証に対し当社が再保証している保証残高は、3百万円(外貨建248千中国人民元)である。</p> <p>(2) 当社は、平成13年7月18日、欧州連合(EU)の欧州委員会から、人造黒鉛電極の販売で価格カルテルに参加していたとして、2,450万ユーロ(3,354百万円)の課徴金の支払命令を受けた。これに対し、当社は、仮納付金を差入れの上、平成13年10月1日付で欧州裁判所に不服申し立ての手続きを取っているが、今後解決に長期間要すると見込まれ、また見通しが不明であることから、現時点で当社の損益に与える影響を合理的に見積もることは困難である。</p> <p>なお、上記仮納付金3,354百万円については、投資その他の資産の「その他」に含めて計上している。</p>	被保証者	金額	被保証債務の内容	THAI TOKAI CARBON PRODUCT COMPANY LIMITED	1,661百万円 (585,000千タイバーツ)	銀行借入金	ティー・シー・ファイナンス(株)	820百万円	"	SGL TOKAI CARBON LTD. SHANGHAI	518百万円 (4,300千米ドル) (248千中国人民元)	"	TOKAI CARBON U.S.A., INC.	299百万円 (2,500千米ドル)	"	韓国東海カーボン(株)	367百万円 (45千米ドル) (3,600,000千韓国ウォン)	"	計	3,667百万円		<p>3 偶発債務</p> <p>(1) 銀行借入金等に対する保証債務</p> <table border="1" data-bbox="552 224 919 698"> <thead> <tr> <th>被保証者</th> <th>金額</th> <th>被保証債務の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ティー・シー・ファイナンス(株)</td> <td>870百万円</td> <td>銀行借入金</td> </tr> <tr> <td>SGL TOKAI CARBON LTD. SHANGHAI</td> <td>618百万円 (5,700千米ドル)</td> <td>"</td> </tr> <tr> <td>TOKAI CARBON U.S.A., INC.</td> <td>271百万円 (2,500千米ドル)</td> <td>"</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1,759百万円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 当社は、平成14年12月17日、欧州連合(EU)の欧州委員会から、等方性黒鉛の販売で価格カルテルに参加していたとして、697万ユーロ(913百万円)の課徴金の支払命令を受けた。これに対し、当社は、仮納付金を差入れの上、平成15年3月3日付で欧州裁判所に不服申し立ての手続きを取っているが、人造黒鉛電極の販売における価格カルテルに対する当社への課徴金を減額する第一審判決が確定したことを受け、その内容を分析・検討し、等方性黒鉛に関して当社が負担すると見込まれる課徴金の額を見積もった結果、349万ユーロ(457百万円)を訴訟損失引当金として計上した。</p> <p>なお、上記仮納付金913百万円については、投資その他の資産の「その他」に含めて計上している。</p>	被保証者	金額	被保証債務の内容	ティー・シー・ファイナンス(株)	870百万円	銀行借入金	SGL TOKAI CARBON LTD. SHANGHAI	618百万円 (5,700千米ドル)	"	TOKAI CARBON U.S.A., INC.	271百万円 (2,500千米ドル)	"	計	1,759百万円		<p>3 偶発債務</p> <p>(1) 銀行借入金等に対する保証債務</p> <table border="1" data-bbox="979 224 1347 855"> <thead> <tr> <th>被保証者</th> <th>金額</th> <th>被保証債務の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>THAI TOKAI CARBON PRODUCT COMPANY LIMITED</td> <td>1,707百万円 (630,000千タイバーツ)</td> <td>銀行借入金</td> </tr> <tr> <td>ティー・シー・ファイナンス(株)</td> <td>970百万円</td> <td>"</td> </tr> <tr> <td>SGL TOKAI CARBON LTD. SHANGHAI</td> <td>460百万円 (4,300千米ドル)</td> <td>"</td> </tr> <tr> <td>TOKAI CARBON U.S.A., INC.</td> <td>267百万円 (2,500千米ドル)</td> <td>"</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>3,405百万円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 当社は、平成13年7月18日、欧州連合(EU)の欧州委員会から、人造黒鉛電極の販売で価格カルテルに参加していたとして、2,450万ユーロ(3,276百万円)の課徴金の支払命令を受けた。これに対し、当社は、仮納付金を差入れの上、平成13年10月1日付で欧州裁判所に不服申し立ての手続きを取っているが、今後解決に長期間要すると見込まれ、また見通しが不明であることから、現時点で当社の損益に与える影響を合理的に見積もることは困難である。</p> <p>なお、上記仮納付金3,276百万円については、投資その他の資産の「その他」に含めて計上している。</p>	被保証者	金額	被保証債務の内容	THAI TOKAI CARBON PRODUCT COMPANY LIMITED	1,707百万円 (630,000千タイバーツ)	銀行借入金	ティー・シー・ファイナンス(株)	970百万円	"	SGL TOKAI CARBON LTD. SHANGHAI	460百万円 (4,300千米ドル)	"	TOKAI CARBON U.S.A., INC.	267百万円 (2,500千米ドル)	"	計	3,405百万円	
被保証者	金額	被保証債務の内容																																																						
THAI TOKAI CARBON PRODUCT COMPANY LIMITED	1,661百万円 (585,000千タイバーツ)	銀行借入金																																																						
ティー・シー・ファイナンス(株)	820百万円	"																																																						
SGL TOKAI CARBON LTD. SHANGHAI	518百万円 (4,300千米ドル) (248千中国人民元)	"																																																						
TOKAI CARBON U.S.A., INC.	299百万円 (2,500千米ドル)	"																																																						
韓国東海カーボン(株)	367百万円 (45千米ドル) (3,600,000千韓国ウォン)	"																																																						
計	3,667百万円																																																							
被保証者	金額	被保証債務の内容																																																						
ティー・シー・ファイナンス(株)	870百万円	銀行借入金																																																						
SGL TOKAI CARBON LTD. SHANGHAI	618百万円 (5,700千米ドル)	"																																																						
TOKAI CARBON U.S.A., INC.	271百万円 (2,500千米ドル)	"																																																						
計	1,759百万円																																																							
被保証者	金額	被保証債務の内容																																																						
THAI TOKAI CARBON PRODUCT COMPANY LIMITED	1,707百万円 (630,000千タイバーツ)	銀行借入金																																																						
ティー・シー・ファイナンス(株)	970百万円	"																																																						
SGL TOKAI CARBON LTD. SHANGHAI	460百万円 (4,300千米ドル)	"																																																						
TOKAI CARBON U.S.A., INC.	267百万円 (2,500千米ドル)	"																																																						
計	3,405百万円																																																							

前中間会計期間末 (平成15年6月30日)	当中間会計期間末 (平成16年6月30日)	前事業年度末 (平成15年12月31日)																																				
<p>(3) 当社は、平成14年12月17日、欧州連合（EU）の欧州委員会から、等方性黒鉛の販売で価格カルテルに参加していたとして、697万ユーロ（954百万円）の課徴金の支払命令を受けた。これに対し、当社は、仮納付金を差入れの上、平成15年3月3日付で欧州裁判所に不服申し立ての手続きを取っているが、今後解決に長期間要すると見込まれ、また見通しが不明であることから、現時点で当社の損益に与える影響を合理的に見積もることは困難である。</p> <p>なお、上記仮納付金954百万円については、投資その他の資産の「その他」に含めて計上している。</p> <p>4 圧縮記帳額</p> <p>国庫補助金等及び保険差益に係る圧縮記帳額を各資産の取得価額から控除している。</p> <table data-bbox="124 869 478 1077"> <tr><td colspan="2" style="text-align: center;">(うち当中間期分)</td></tr> <tr><td>建物</td><td>306百万円 (- 百万円)</td></tr> <tr><td>構築物</td><td>0 (- )</td></tr> <tr><td>機械装置</td><td>49 (- )</td></tr> <tr><td>その他</td><td>3 (- )</td></tr> <tr><td>計</td><td>360 (- )</td></tr> </table>	(うち当中間期分)		建物	306百万円 (- 百万円)	構築物	0 (- )	機械装置	49 (- )	その他	3 (- )	計	360 (- )	<p>(3) 当社は、平成14年12月17日、欧州連合（EU）の欧州委員会から、等方性黒鉛の販売で価格カルテルに参加していたとして、697万ユーロ（932百万円）の課徴金の支払命令を受けた。これに対し、当社は、仮納付金を差入れの上、平成15年3月3日付で欧州裁判所に不服申し立ての手続きを取っているが、今後解決に長期間要すると見込まれ、また見通しが不明であることから、現時点で当社の損益に与える影響を合理的に見積もることは困難である。</p> <p>なお、上記仮納付金932百万円については、投資その他の資産の「その他」に含めて計上している。</p> <p>4 圧縮記帳額</p> <p>国庫補助金等及び保険差益に係る圧縮記帳額を各資産の取得価額から控除している。</p> <table data-bbox="549 869 903 1077"> <tr><td colspan="2" style="text-align: center;">(うち当中間期分)</td></tr> <tr><td>建物</td><td>306百万円 (- 百万円)</td></tr> <tr><td>構築物</td><td>0 (- )</td></tr> <tr><td>機械装置</td><td>49 (- )</td></tr> <tr><td>その他</td><td>3 (- )</td></tr> <tr><td>計</td><td>360 (- )</td></tr> </table>	(うち当中間期分)		建物	306百万円 (- 百万円)	構築物	0 (- )	機械装置	49 (- )	その他	3 (- )	計	360 (- )	<p>(3) 当社は、平成14年12月17日、欧州連合（EU）の欧州委員会から、等方性黒鉛の販売で価格カルテルに参加していたとして、697万ユーロ（932百万円）の課徴金の支払命令を受けた。これに対し、当社は、仮納付金を差入れの上、平成15年3月3日付で欧州裁判所に不服申し立ての手続きを取っているが、今後解決に長期間要すると見込まれ、また見通しが不明であることから、現時点で当社の損益に与える影響を合理的に見積もることは困難である。</p> <p>なお、上記仮納付金932百万円については、投資その他の資産の「その他」に含めて計上している。</p> <p>4 圧縮記帳額</p> <p>国庫補助金等及び保険差益に係る圧縮記帳額を各資産の取得価額から控除している。</p> <table data-bbox="975 869 1329 1077"> <tr><td colspan="2" style="text-align: center;">(うち当期分)</td></tr> <tr><td>建物</td><td>306百万円 (- 百万円)</td></tr> <tr><td>構築物</td><td>0 (- )</td></tr> <tr><td>機械及び装置</td><td>49 (- )</td></tr> <tr><td>その他</td><td>3 (- )</td></tr> <tr><td>計</td><td>360 (- )</td></tr> </table>	(うち当期分)		建物	306百万円 (- 百万円)	構築物	0 (- )	機械及び装置	49 (- )	その他	3 (- )	計	360 (- )
(うち当中間期分)																																						
建物	306百万円 (- 百万円)																																					
構築物	0 (- )																																					
機械装置	49 (- )																																					
その他	3 (- )																																					
計	360 (- )																																					
(うち当中間期分)																																						
建物	306百万円 (- 百万円)																																					
構築物	0 (- )																																					
機械装置	49 (- )																																					
その他	3 (- )																																					
計	360 (- )																																					
(うち当期分)																																						
建物	306百万円 (- 百万円)																																					
構築物	0 (- )																																					
機械及び装置	49 (- )																																					
その他	3 (- )																																					
計	360 (- )																																					

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成15年1月1日 至 平成15年6月30日)	当中間会計期間 (自 平成16年1月1日 至 平成16年6月30日)	前事業年度 (自 平成15年1月1日 至 平成15年12月31日)
<p>1 営業外収益のうち重要なもの</p> <p>受取利息 22百万円</p> <p>受取配当金 185</p>	<p>1 営業外収益のうち重要なもの</p> <p>受取利息 165百万円</p> <p>受取配当金 249</p>	<p>1 営業外収益のうち重要なもの</p> <p>受取利息 42百万円</p> <p>受取配当金 266</p>
<p>2 営業外費用のうち重要なもの</p> <p>支払利息 140百万円</p>	<p>2 営業外費用のうち重要なもの</p> <p>支払利息 133百万円</p>	<p>2 営業外費用のうち重要なもの</p> <p>為替差損 329百万円</p> <p>支払利息 281</p>
<p>3 特別利益のうち重要なもの</p> <p>仮納付金に係る為替 差益 352百万円</p> <p>土地売却益 67</p> <p>貸倒引当金戻入額 23</p>	<p>3 特別利益のうち重要なもの</p> <p>投資有価証券売却益 247百万円</p> <p>土地売却益 2</p>	<p>3 特別利益のうち重要なもの</p> <p>仮納付金に係る為替 差益 239百万円</p> <p>投資有価証券売却益 215</p> <p>土地売却益 67</p> <p>貸倒引当金戻入額 21</p>
<p>4 特別損失のうち重要なもの</p> <p>会員権評価損 6百万円</p> <p>投資有価証券売却損 4</p>	<p>4 特別損失のうち重要なもの</p> <p>欧州訴訟損失 1,608百万円</p> <p>固定資産売却損 997</p> <p>(建物及び構築物 877)</p> <p>(機械装置及び運搬具 4)</p> <p>(土地 123)</p> <p>(有形固定資産その他 11)</p> <p>訴訟損失引当金繰入額 457</p> <p>仮納付金に係る為替 差損 78</p>	<p>4 特別損失のうち重要なもの</p> <p>会員権評価損 65百万円</p> <p>投資有価証券売却損 4</p>
<p>5 減価償却実施額</p> <p>有形固定資産 1,248百万円</p> <p>無形固定資産 4</p>	<p>5 減価償却実施額</p> <p>有形固定資産 1,203百万円</p> <p>無形固定資産 5</p>	<p>5 減価償却実施額</p> <p>有形固定資産 2,539百万円</p> <p>無形固定資産 9</p>

[次へ](#)

(リース取引関係)

前中間会計期間 (自 平成15年1月1日 至 平成15年6月30日)	当中間会計期間 (自 平成16年1月1日 至 平成16年6月30日)	前事業年度 (自 平成15年1月1日 至 平成15年12月31日)																																																												
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 1 リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 1 リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 1 リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額																																																												
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;"></th> <th style="width: 15%;">取得価額相当額 (百万円)</th> <th style="width: 15%;">減価償却累計額相当額 (百万円)</th> <th style="width: 15%;">中間会計期間末残高相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械装置</td> <td style="text-align: center;">16</td> <td style="text-align: center;">15</td> <td style="text-align: center;">0</td> </tr> <tr> <td>有形固定資産 その他 (工具器具備品)</td> <td style="text-align: center;">158</td> <td style="text-align: center;">101</td> <td style="text-align: center;">57</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産 (ソフトウェア)</td> <td style="text-align: center;">766</td> <td style="text-align: center;">290</td> <td style="text-align: center;">475</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">合計</td> <td style="text-align: center;">940</td> <td style="text-align: center;">407</td> <td style="text-align: center;">533</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間会計期間末残高相当額 (百万円)	機械装置	16	15	0	有形固定資産 その他 (工具器具備品)	158	101	57	無形固定資産 (ソフトウェア)	766	290	475	合計	940	407	533	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;"></th> <th style="width: 15%;">取得価額相当額 (百万円)</th> <th style="width: 15%;">減価償却累計額相当額 (百万円)</th> <th style="width: 15%;">中間会計期間末残高相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有形固定資産 その他 (車両運搬具)</td> <td style="text-align: center;">11</td> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: center;">7</td> </tr> <tr> <td>有形固定資産 その他 (工具器具備品)</td> <td style="text-align: center;">86</td> <td style="text-align: center;">41</td> <td style="text-align: center;">44</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産 (ソフトウェア)</td> <td style="text-align: center;">760</td> <td style="text-align: center;">366</td> <td style="text-align: center;">394</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">合計</td> <td style="text-align: center;">857</td> <td style="text-align: center;">410</td> <td style="text-align: center;">447</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間会計期間末残高相当額 (百万円)	有形固定資産 その他 (車両運搬具)	11	3	7	有形固定資産 その他 (工具器具備品)	86	41	44	無形固定資産 (ソフトウェア)	760	366	394	合計	857	410	447	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;"></th> <th style="width: 15%;">取得価額相当額 (百万円)</th> <th style="width: 15%;">減価償却累計額相当額 (百万円)</th> <th style="width: 15%;">期末残高相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械装置</td> <td style="text-align: center;">8</td> <td style="text-align: center;">7</td> <td style="text-align: center;">0</td> </tr> <tr> <td>有形固定資産 その他 (工具器具備品)</td> <td style="text-align: center;">85</td> <td style="text-align: center;">33</td> <td style="text-align: center;">52</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産 (ソフトウェア)</td> <td style="text-align: center;">754</td> <td style="text-align: center;">309</td> <td style="text-align: center;">444</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">合計</td> <td style="text-align: center;">847</td> <td style="text-align: center;">350</td> <td style="text-align: center;">497</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)	機械装置	8	7	0	有形固定資産 その他 (工具器具備品)	85	33	52	無形固定資産 (ソフトウェア)	754	309	444	合計	847	350	497
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間会計期間末残高相当額 (百万円)																																																											
機械装置	16	15	0																																																											
有形固定資産 その他 (工具器具備品)	158	101	57																																																											
無形固定資産 (ソフトウェア)	766	290	475																																																											
合計	940	407	533																																																											
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間会計期間末残高相当額 (百万円)																																																											
有形固定資産 その他 (車両運搬具)	11	3	7																																																											
有形固定資産 その他 (工具器具備品)	86	41	44																																																											
無形固定資産 (ソフトウェア)	760	366	394																																																											
合計	857	410	447																																																											
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)																																																											
機械装置	8	7	0																																																											
有形固定資産 その他 (工具器具備品)	85	33	52																																																											
無形固定資産 (ソフトウェア)	754	309	444																																																											
合計	847	350	497																																																											
(注) 取得価額相当額の算定は、未経過リース料中間会計期間末残高が有形固定資産の中間会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっている。	(注) 同左	(注) 取得価額相当額の算定は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、財務諸表等規則第8条の6第2項の規定に基づき、支払利子込み法によっている。																																																												
2 未経過リース料中間会計期間末残高相当額	2 未経過リース料中間会計期間末残高相当額	2 未経過リース料期末残高相当額																																																												
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">1年内</td> <td style="text-align: right;">161百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">371</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">533</td> </tr> </table>	1年内	161百万円	1年超	371	合計	533	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">1年内</td> <td style="text-align: right;">170百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">276</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">447</td> </tr> </table>	1年内	170百万円	1年超	276	合計	447	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">1年内</td> <td style="text-align: right;">166百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">330</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">497</td> </tr> </table>	1年内	166百万円	1年超	330	合計	497																																										
1年内	161百万円																																																													
1年超	371																																																													
合計	533																																																													
1年内	170百万円																																																													
1年超	276																																																													
合計	447																																																													
1年内	166百万円																																																													
1年超	330																																																													
合計	497																																																													
(注) 未経過リース料中間会計期間末残高相当額の算定は、未経過リース料中間会計期間末残高が有形固定資産の中間会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっている。	(注) 同左	(注) 未経過リース料期末残高相当額の算定は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、財務諸表等規則第8条の6第2項の規定に基づき、支払利子込み法によっている。																																																												
3 支払リース料及び減価償却費相当額	3 支払リース料及び減価償却費相当額	3 支払リース料及び減価償却費相当額																																																												
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">(1) 支払リース料</td> <td style="text-align: right;">87百万円</td> </tr> <tr> <td>(2) 減価償却費相当額</td> <td style="text-align: right;">87</td> </tr> </table>	(1) 支払リース料	87百万円	(2) 減価償却費相当額	87	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">(1) 支払リース料</td> <td style="text-align: right;">88百万円</td> </tr> <tr> <td>(2) 減価償却費相当額</td> <td style="text-align: right;">88</td> </tr> </table>	(1) 支払リース料	88百万円	(2) 減価償却費相当額	88	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">(1) 支払リース料</td> <td style="text-align: right;">173百万円</td> </tr> <tr> <td>(2) 減価償却費相当額</td> <td style="text-align: right;">173</td> </tr> </table>	(1) 支払リース料	173百万円	(2) 減価償却費相当額	173																																																
(1) 支払リース料	87百万円																																																													
(2) 減価償却費相当額	87																																																													
(1) 支払リース料	88百万円																																																													
(2) 減価償却費相当額	88																																																													
(1) 支払リース料	173百万円																																																													
(2) 減価償却費相当額	173																																																													
4 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。	4 減価償却費相当額の算定方法 同左	4 減価償却費相当額の算定方法 同左																																																												

[次へ](#)

(有価証券関係)

前中間会計期間末(平成15年6月30日現在)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

	中間貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
子会社株式	1,369	1,984	615
関連会社株式	-	-	-
合計	1,369	1,984	615

当中間会計期間末(平成16年6月30日現在)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

	中間貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
子会社株式	1,369	4,113	2,744
関連会社株式	199	840	641
合計	1,568	4,954	3,385

前事業年度末(平成15年12月31日現在)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
子会社株式	1,369	2,069	700
関連会社株式	199	1,027	828
合計	1,568	3,097	1,528

( 1株当たり情報 )

前中間会計期間 (自 平成15年 1月 1日 至 平成15年 6月30日)	当中間会計期間 (自 平成16年 1月 1日 至 平成16年 6月30日)	前事業年度 (自 平成15年 1月 1日 至 平成15年12月31日)
1株当たり純資産額 316.29円	1株当たり純資産額 345.31円	1株当たり純資産額 333.23円
1株当たり中間純利益 8.42円	1株当たり中間純利益 1.25円	1株当たり当期純利益 13.99円
<p>なお、潜在株式調整後 1株当たり中間純利益金額については、潜在株式がないため、記載していない。</p> <p>(追加情報) 当中間会計期間から「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用している。 なお、これによる影響はない。</p>	<p>同左</p>	<p>潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額については、潜在株式がないため記載していない。</p> <p>当事業年度から「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用している。なお、これによる影響は軽微である。</p>

(注) 1株当たり中間(当期)純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりである。

	前中間会計期間 (自 平成15年 1月 1日 至 平成15年 6月30日)	当中間会計期間 (自 平成16年 1月 1日 至 平成16年 6月30日)	前事業年度 (自 平成15年 1月 1日 至 平成15年12月31日)
中間(当期)純利益(百万円)	1,714	255	2,880
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-	29
(うち利益処分による役員賞与金)	(-)	(-)	(29)
普通株式に係る中間(当期)純利益(百万円)	1,714	255	2,851
期中平均株式数(千株)	203,756	203,633	203,727

(重要な後発事象)

<p>前中間会計期間 (自 平成15年1月1日 至 平成15年6月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成16年1月1日 至 平成16年6月30日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成15年1月1日 至 平成15年12月31日)</p>
	<p>(新株予約権付社債の発行)</p> <p>当社は、平成16年7月21日開催の取締役会決議に基づき、2004年8月10日を払込期日として海外市場(スイス連邦を中心とする。)における募集を行う方法により2008年8月8日満期円貨建転換社債型新株予約権付社債を発行した。</p> <p>なお、詳細については、連結財務諸表における「重要な後発事象」に記載のとおりである。</p>	<p>(子会社の設立の決議)</p> <p>当社は、平成16年2月27日開催の取締役会において、中華人民共和国天津市に現地法人を設立し、カーボンブラック工場を建設することを決定した。</p> <p>1. 設立する子会社の概要</p> <p>(1) 社名 東海炭素(天津)有限公司</p> <p>(2) 資本金 約20億円</p> <p>(3) 事業内容 カーボンブラックの製造・販売</p> <p>(4) 設立の時期 平成16年3月(予定)</p> <p>(5) 出資比率 当社80%、住友商事(株)10%、住友商事(中国)有限公司10%</p> <p>2. 設立の目的</p> <p>主として中華人民共和国内の日系、欧米系のタイヤメーカーや日系自動車用ゴム部品メーカー向けに、日本と同等のサービス体制でカーボンブラックを供給することを目的としている。また、今後の状況に応じ、インク用に代表される着色用途等の高付加価値商品の非ゴム用途市場も視野に入れていく。</p>

(2) 【その他】

中間配当

平成16年8月16日開催の取締役会において、平成16年6月30日の最終の株主名簿に記載された株主または登録質権者に対し、次のとおり第143期の中間配当を行う旨を決議した。

(イ) 中間配当金総額 508,993,630円

(ロ) 1株当たりの中間配当金 2円50銭

(ハ) 支払請求権の効力発生日及び支払開始日 平成16年9月1日

その他特記事項なし。

## 第6【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出している。

- (1) 有価証券報告書及びその添付書類  
事業年度（第142期）（自 平成15年1月1日 至 平成15年12月31日）平成16年3月30日関東財務局長に提出。
- (2) 臨時報告書  
平成16年7月21日関東財務局長に提出。  
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号（新株予約権の発行）に基づく臨時報告書である。
- (3) 臨時報告書の訂正報告書  
平成16年7月22日関東財務局長に提出。  
平成16年7月21日提出の臨時報告書の訂正報告書である。
- (4) 臨時報告書の訂正報告書  
平成16年7月27日関東財務局長に提出。  
平成16年7月21日提出の臨時報告書の訂正報告書である。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし。

# 中間監査報告書

平成15年 9月24日

東海カーボン株式会社

取締役社長 大嶽 史記夫 殿

## 監査法人トーマツ

代表社員  
関与社員 公認会計士 佐藤 正樹 印

代表社員  
関与社員 公認会計士 安原 清一 印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている東海カーボン株式会社の平成15年1月1日から平成15年12月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成15年1月1日から平成15年6月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結剰余金計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間監査に当たり当監査法人は、一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠し、中間監査に係る通常実施すべき監査手続を実施した。すなわち、この中間監査において当監査法人は、中間監査実施基準二に準拠して財務諸表の監査に係る通常実施すべき監査手続の一部を省略し、また、連結子会社等については、中間監査実施基準三に準拠して分析的手続、質問及び閲覧等から構成される監査手続を実施した。

中間監査の結果、中間連結財務諸表について会社の採用する会計処理の原則及び手続は、一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠し、かつ、下記事項を除き前連結会計年度と同一の基準に従って継続して適用されており、また、中間連結財務諸表の表示方法は「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号）の定めるところに準拠しているものと認められた。

### 記

会計処理方法の変更に記載されているとおり、会社は仮納付金に係る為替換算差損益の計上区分を、従来の営業外損益に計上する方法から特別損益に計上する方法に変更した。この変更は、ユーロの対円レートが大幅に円安になったことにより、仮納付金に係る為替換算差損益が増大していること、また、仮納付金は経常取引以外の取引から発生した債権であることにより、変更を行ったものであり、正当な理由に基づく変更と認めた。この変更により、前連結会計年度と同一の基準によった場合に比し、経常利益は352百万円減少しているが、税金等調整前中間純利益に与える影響はない。

よって、当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が東海カーボン株式会社及び連結子会社の平成15年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成15年1月1日から平成15年6月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注） 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管している。

# 独立監査人の中間監査報告書

平成16年 9月24日

東海カーボン株式会社

取締役会 御中

## 監査法人トーマツ

代表社員  
関与社員 公認会計士 佐藤 正樹 印

代表社員  
関与社員 公認会計士 安原 清一 印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている東海カーボン株式会社の平成16年1月1日から平成16年12月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成16年1月1日から平成16年6月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結剰余金計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、東海カーボン株式会社及び連結子会社の平成16年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成16年1月1日から平成16年6月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

### 追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、2004年8月10日を払込期日として海外市場における募集を行う方法により2008年8月8日満期円貨建転換社債型新株予約権付社債を発行した。

会社と当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注） 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管している。

# 中間監査報告書

平成15年 9月24日

東海カーボン株式会社

取締役社長 大嶽 史記夫 殿

## 監査法人トーマツ

代表社員  
関与社員 公認会計士 佐藤 正樹 印

代表社員  
関与社員 公認会計士 安原 清一 印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている東海カーボン株式会社の平成15年1月1日から平成15年12月31日までの第142期事業年度の中間会計期間（平成15年1月1日から平成15年6月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表及び中間損益計算書について中間監査を行った。この中間監査に当たり当監査法人は、一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠し、中間監査に係る通常実施すべき監査手続を実施した。すなわち、この中間監査において当監査法人は、中間監査実施基準二に準拠して財務諸表の監査に係る通常実施すべき監査手続の一部を省略した。

中間監査の結果、中間財務諸表について会社の採用する会計処理の原則及び手続は、一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠し、かつ、下記事項を除き前事業年度と同一の基準に従って継続して適用されており、また、中間財務諸表の表示方法は「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）の定めるところに準拠しているものと認められた。

### 記

会計処理方法の変更に記載されているとおり、会社は仮納付金に係る為替換算差損益の計上区分を、従来の営業外損益に計上する方法から特別損益に計上する方法に変更した。この変更は、ユーロの対円レートが大幅に円安になったことにより、仮納付金に係る為替換算差損益が増大していること、また、仮納付金は経常取引以外の取引から発生した債権であることにより、変更を行ったものであり、正当な理由に基づく変更と認めた。この変更により、前事業年度と同一の基準によった場合に比し、経常利益は352百万円減少しているが、税引前中間純利益に与える影響はない。

よって、当監査法人は、上記の中間財務諸表が東海カーボン株式会社の平成15年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成15年1月1日から平成15年6月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注） 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管している。

# 独立監査人の中間監査報告書

平成16年 9月24日

東海カーボン株式会社

取締役会 御中

## 監査法人トーマツ

代表社員  
関与社員 公認会計士 佐藤 正樹 印

代表社員  
関与社員 公認会計士 安原 清一 印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている東海カーボン株式会社の平成16年1月1日から平成16年12月31日までの第143期事業年度の中間会計期間（平成16年1月1日から平成16年6月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表及び中間損益計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、東海カーボン株式会社の平成16年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成16年1月1日から平成16年6月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

### 追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、2004年8月10日を払込期日として海外市場における募集を行う方法により2008年8月8日満期円貨建転換社債型新株予約権付社債を発行した。

会社と当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管している。